

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (16.2定)			
日 時	平成16年6月17日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時14分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、高橋副委員長、大橋・森井・菊地・成田・佐々木(茂) ・小前・井川・武井・古沢・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育 各部長、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長、教育部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、菊地委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

山口委員が武井委員に、新谷委員が菊地委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

自民党。

佐々木(茂)委員

佐世保市小6 女児殺害事件に関連して

まず初めに、長崎県佐世保市立大久保小学校で6月1日に起きた事件は、大変な驚きでございます。

そこで、市教育委員会として地域・保護者との連携した取組は、どのように対応しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(教育)指導室長

今、お尋ねいただきました保護者との連携だと思っておりますが、とりわけ今回の報道を見ますと、家庭でのインターネット等の利用が背景にあるということがございます。そのようなことを踏まえますと、とりわけ家庭における教育が重要かと考えてございまして、この前の小学校、中学校長会議におきまして、家庭において、インターネット利用にかかわる危険性を踏まえた指導について、啓発をいただくようお願いしたところでございます。

佐々木(茂)委員

そしてまた、今回の原因は不明でございますけれども、ネット上のトラブルが原因とも言われております。そこで情報モラル教育の導入を求めるといった意見も目立つと言われておりますが、今後、本市としてはこれをどのように指導されるのか、お聞かせ願います。

(教育)指導室長

今後の対応でございますが、先ほどの保護者との連携の取組も合わせながら、答弁をさせていただこうと思っておりますが、とりわけ連携が重要ということで、新たにこれまでも保護者向けに講演会を催したところでございますが、インターネットの利用にかかわる家庭でのありようにつきまして、専門家の方を招いた講演会みたいなものを企画して対応してまいりたい。その中で、家庭における情報モラルの指導について、お願いしてまいりたいと考えているところでございます。また、学校におきましては、とりわけ中学校としては、技術の時間において、情報モラルの指導をいただいているところでございますが、今回の事件を踏まえますと、小学校での指導も重要ということから、その指導事例集など、教員の指導力向上に向けた対応をとってまいりたい。また、来月には教員向けの研修会も予定してございますので、その中でも情報モラルについて取り上げてまいりたいと考えてございます。

佐々木(茂)委員

今のその指導におけるというふうな話がございましたけれども、文部科学省が、去る4月30日に公表した調査結果の関連でございまして、いわゆる人事管理システムを運用して、指導力不足の教員の指導というか、これらの人事管理システムの運用状況、これらのものについて、運用している教育委員会、指導力不足教員として認定した数だとか、小樽市については、それらのものが実施されているのか、把握している関係でわかりましたら、お聞かせ

いただきたいと思えます。それで、この結果によりますと、指導力不足教員の認定だとか、平成15年度に新たにそれらの措置を行っているのは、29県・市に上るといふうなことでございまして、それらのことを踏まえて、どのように市教育委員会としては、対応されているのか、お聞かせをいただきたい。

(教育) 学校教育課長

ただいまの質問は、人事管理システムでございますけれども、これについては、指導力不足の教員をという形でございまして。現在、道が行っているシステムというのは、病気とか障害以外の理由によりまして、児童・生徒との人間関係を築くことができないなど、子どもたちを適切に指導できないという、その教員が、自分の授業をほかの教員に担当してやってもらうといった形の教員について、道は再度研修を行っております。それで、小樽市教育委員会といたしましては、各学校にそういう教員がいないかどうか、いれば申請をしてくださいという形で通知を流しておりますけれども、昨年度においては、そういった教員はいないということで、申請がないということから、そういう教員がいないというふうな理解をしております。

佐々木(茂)委員

今回のいろいろな事件の背景には、学校教育のいわゆる成功か否かは、学校教育の直接の担い手である教育者の資質能力に負うところが大きいというふうな思っております。それで、この調査のデータを見ますと、先ほど申し上げたように、指導力不足の教員、これらのものが全国的に、平成15年にはかなりの数に上っているということも調査結果が出てございます。研修実施者数が平成15年では298名、それから指導力不足教員としての認定を行った教員の数は97名、それからまた、転任者がこれで行きますと、平成12年、13年、いずれもこれは仮にゼロだったと、こんな形でございまして。それから、それらのことに伴って、退職された方が88名、分限処分、それらのものが14名、退職の認定の前に、そういった結果を踏まえて退職された方が56名、校長から、例えば教頭に降任された方が3名、校長から教諭に降任が3名、教頭から教諭に降任が60名と、このような形で全国的には教員の指導力不足というか、こういうものが露呈されていると思えます。したがって、当市ではまだ行っていないし、そういった問題がないというふうなお答えでございましたが、小樽市教育委員会としてもよりいっそうの指導の上、教育委員会としての努力をお願いをいたしまして、この項を終わります。

暴力防止プログラムについて

次に、暴力防止プログラム、いわゆる子どもを守る意識を高めるということで、過日の新聞に掲載がございました。市内の小学校にも何校か導入されたのではないかとと思いますが、虐待やいじめ、暴力から子ども自身が身を守るすべを身につけるといふようなことでございまして、これらの取組、今後どのように進展をされるのか、お聞かせ願います。

(教育) 指導室寺澤主幹

昨年度、私の勤めていた小学校でCAPという暴力防止システム、これに小学校5年生、6年生がPTA行事として取り組んでおりました。その中で、危険から自分の身を守るという点で、たいへん効果があったと参加者からは聞いています。また、相手の立場になって考えるという人間関係づくり、これでもたいへん役立ったということも聞いております。ただ、6年生においては、「助けて」と大きな声を出す場面がありまして、発達段階もあって、恥ずかしがってなかなか積極的に取り組まなかったということも聞いております。それから、このCAPの参加にかかわって、1人当たり経費が300円ほどかかっております。

佐々木(茂)委員

ごみの有料化について

次に、ごみの有料化の問題に関して伺います。

家庭ごみ収集の有料化の基本方針が出されましたが、これらについて伺います。

今回のごみ袋についてでございますが、仕様についてどのように考えておられるか。また、ごみの袋の種類、5

種類に限ってそういうふうな形で進めておられるようでございますが、いわゆるごみ袋の仕様については、他府県、他都市と極力同じような規格でされることがコストダウンにつながるのではないかと。それから、5種類ということでございますが、他の自治体の例では、スタート時に一番小さい袋、非常に利用量が少ないところから、初年度以降はほとんど中止をしていると。特に不燃物については、そういう傾向があるようでございますが、この2点についてお願いをいたします。

(環境) 間淵主幹

最初に、袋の仕様についてでございますけれども、ごみ袋の仕様につきましては、使いやすい形態を考えていくことが重要です。また、経費も安くなることを考えなければならないことから、各市のごみ袋の現在使われております形態、仕様を参考にして進めてまいりたいと思っております。

それから、今回示しました「基本的な考え方」の中では、ごみ袋の種類は5種類ということを示してございますけれども、これは函館市が小樽市と同じく、例えばプラスチックのごみを資源化に回すなど、非常に有料化の仕様が似ているところから、ごみの減量も同じ方向をたどるのではないかとという中から、函館市を参考にしたところでございます。その結果、函館市では5リットルから40リットルの5種類の袋をつくっていることを参考にいたしまして、小樽市におきましても、可燃で5リットルから40リットルの5種類、不燃で同じく5リットルから40リットルの5種類。そのほかに、袋に入らないものについては、ごみ処理券をつくることで考えてございます。

なお、函館市におきましては、5リットルの袋の件でございますけれども、14年度の交付実績でいきますと、可燃のごみでいきますと10パーセントの使用があり、同じく不燃においても11.5パーセントの使用がございましたが、15年度においては、それぞれ若干減ってございまして、7パーセント台に落ちてございます。これらをやはり参考にいたしまして、将来、またごみ袋の検討の中には、こういう他市の数値も参考にしていきたいと思っておりますが、当初におきましては、減量してできるだけ少なくなったごみを、小さい袋で出せるよう5リットルの袋をつくることで考えている次第でございます。なお、ご意見がありました仕様については、今後市民等懇談会を重ねてまいりますので、その中の意見も参考にしながら、最終的には決めてまいりたいと思っております。

佐々木(茂)委員

ごみ袋納入に関する不測事態の対応について

次に、不測事態の対応ということでお伺いをいたします。

仮に、今回ごみ袋、いわゆる指名業者に入札をされるのかなと思っておりますが、納入業者の倒産のほか、火災、自然災害等が発生した場合、緊急事態に対応できるシステムが構築されていることが必要だと思います。このような点に関しまして、道内にポリ袋製造業者が相互密接な結束の下、経営の安定化を図ることを目的に中小企業協同組合法により組織されている北海道ポリオレフィンフィルム事業協同組合がございまして、この加入業者においては、緊急事態でも対応できるバックアップシステムが構築されているということでございますので、入札に参加されるということであれば、これらの点を踏まえて、対応していただきたいと思っておりますし、また、地元業者への発注、小樽市には現在地場企業として3社ございます。それぞれが多くの協力の会社を小樽市内に持っておりますし、いずれも小樽市と深いかかわりがございまして、地場企業の育成や工業の振興、活性化、また市内経済の発展及び雇用機会の拡大を図る上においても、ぜひこの納入業者の選定に当たっては、地元業者の選定が望ましいと思っておりますが、この件についてお答え願います。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問でございますけれども、この指定ごみ袋におきましては、一つには材質の問題もありますし、それから生産上の管理、それから私どもの急な発注に対応できるかどうか、そういうことを考えましたときには、やはり地元での発注が望ましいものと考えてございます。また、先ほどお話がありました北海道ポリオレフィンフィルム事業協同組合というものがございまして、その中には、小樽市の非常に優秀なプラスチック加工業者が何社

か入ってございまして、事実、北海道の既に有料化を実施しております指定ごみ袋につきましては、小樽市での受注が何市かあるということを知っておりますことから、指定ごみ袋の実績もあり、また先ほど申しました管理上の問題も考えますと、今後は地元発注に努めることを考えて進めてまいりたいと思います。

佐々木(茂)委員

最後になりますけれども、ごみ袋の納入の方法についてでございますが、これら各自治体がいろいろな形で有料化を進めておられるわけですので、納入時期がかなり重なり、生産能力が一時的に不足するということが考えられると思います。したがって、この納入については、回数を二、三回に分けるか、納入の時期をずらすような方法等の配慮をされるのかどうか、この点について最後に伺います。

(環境)間淵主幹

最近の他市の例でございますけれども、ご指摘がありました点をやはり想定いたしまして、袋の種類を幾つかに分けて、分割して発注するという一つの手法がとられていることと、それから落札業者におきましても、一遍の納入ではなくて、年を3期なら3期に分けての分割納入、そういうことでその相手方への負担がかからないような手法がとられておりますことを、参考にして今後は考えてまいりたいと思います。

小前委員

今の佐々木茂委員のごみ袋の納入に関連してなのですが、地元の製袋業者が9,000万円の5種類のごみ袋を、小樽に発注してくれるのだろうかという、非常に心配をしておりましたので、ただいま地元発注するつもりだという答えを聞いて安心いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

量徳小学校のプラタナスについて

次に、昨日山口委員がプラタナスの街路樹について話をされました。私も一つ言いたいことがございます。山口委員は、緑山手線のプラタナスの木の切り方が非常にひどいというお話でございましたけれども、私は量徳小学校の正門の中にあります並んだプラタナスの切り方があまりにもひどくて、声も出ないほど無残な切り方にいつもあきれてしまっています。枝を切りすぎて、枯れた木もございまして、それなので、毎朝その横を通られる教育長、あの姿を見てどう思われるのか、ぜひ伺いたいと思います。

教育長

あのプラタナスは、今から30年ほど前、100周年記念で植えられたものと承知しております。しかし、最近あの木が伸びすぎまして、校舎が暗くなる。あるいは電線のところにかかって、電源が切断されるというおそれがあるといったようなことで、切り始めたという聞いております。しかし、現状、2年前に当摩校長が着任されてからは、一切その枝切りはしていないと、そういうふうにお聞きしておりますし、私自身子どもたちがあの姿を見て、どう感じるかなど、そういうことをもう少し考えていただきたいと、そういうことで学校へ申し上げたこともありますので、学校のいわゆる樹木の管理について、新しいやり方を工夫するようにさらにお願いをいたしたいというふうに思います。

小前委員

学校内にありますから、教育的にもマイナスだと思っておりますので、ぜひその改善をお願い申し上げます。

次に、病院について伺います。

新市立病院について

新市立病院は、初年度の外来数を1年目は1,200人、2年目は1,275人、3年目は1,350人、4年目から1,500人と設定されておりますけれども、この数字の根拠を示していただきたいと思います。

(総務)市立病院新築準備室長

新病院の外来患者数、この数字の根拠ということでございますが、この開院時の1,200人、2年目の1,275人、そ

れから3年目の1,350人につきましては、これは開院時にはやはりいろいろ窓口が混乱すると。新しいシステムが入りますので、それになれるためには、ある程度落とした方がいいのではないかとということで、これは予約制で考えておりますので、事前に予約をセーブして、1年目から3年間は少し少なめにしておこうということで、1,200台から1,300台に落としてあります。それから4年目から、1,500人というようなことで設定しておりますけれども、これについては、いろいろな見方がございますけれども、現時点の両病院合わせてどれだけ外来患者がいるかということになります。現在は1,300人から1,400人ぐらい、1日に外来患者が来ております。ですから、それを基本にいたしまして出したわけでございますけれども、現在、病院はご存じのとおり、非常に老朽化しているいろいろな施設なども古いということで、隣の札幌の方にかなり大きな病院がたくさんございますので、その関係で札幌に流れている患者が相当いらっしゃるということで、これが新しい病院になりますと、そういう患者がある程度戻ってくるのではないかとことも考えました。それから、あと全国的に見まして、病院が新しくなると、患者数が非常に増えているという傾向がございます。それを見ますと、だいたい10パーセントから20パーセント、病院によっては30パーセントぐらい外来患者が増えているというような実績もございます。そういういったものを全体的に考えまして、4年目から1,500人ぐらい、これは1,300人として20パーセント弱増えるというような見込みで1,500人というような数字を出したわけでございますけれども、そういうことが根拠になっているということでございます。

小前委員

いきなり1,500人の患者数を見込めということなのですね。はい、わかりました。

その次、口腔外科の予測患者数と手術数をお教えてください。

(総務)市立病院新築準備室 八木主幹

歯科口腔外科につきましては、小樽市歯科医師会の方から要望がありましたので、新病院の新築において、設置を計画をしているところでございます。お尋ねの予測患者数につきましては、道歯科医師会の方から概数でありますけれども、平日では38人から46人、土曜日には20人から25人の患者数が見込めるということで算出してございます。なお、手術数につきましては、特に押さえてございませぬけれども、歯科口腔外科におきましては手術率は高いものと聞いてございます。

小前委員

精神病棟のベット数は108となっておりますけれども、この108は決まったのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

精神病棟の関係でございますが、108床が決まったかということでございますけれども、この新病院の基本構想が出されたわけですね。現在、両病院で院長、副院長、それから事務局長が中心になりまして、それについて、精査・検討の作業を行っております。その中で、当然ベット数についても検討しているわけでございますけれども、そういうようなことで検討中ということで、これは最終的には決まったものではないというようなご理解をいただきたいと思っております。

小前委員

江別市の市立病院が408床中、精神病棟が130で31.9パーセントでございます。室蘭市は587床中、180床で30.7パーセントも占めています。それで、江別市にお聞きいたしましたら、精神科が不採算なので非常に負担が大きくなってきて、一般病棟への移行を考えているとお答えでございました。また、室蘭市も非常に重荷になっていることは事実なんですけれども、検討する段階ではないと言っておられました。来年、開業します苫小牧市の市立病院は、精神科をつくらぬということなのです。そこで本州の小樽市と人口が同規模都市の市立病院の精神科のベット数を調べてみました。東京都日野市は16万6,000人の人口で300床に対しまして精神科はございません。大阪府和泉市は人口17万9,000人で327床に対してもない。それから、鳥取県鳥取市も15万人の370床に対して精神科はございません。東京都青梅市は14万人で619床中、精神科はたった52床です。富山県高岡市は17万人の人口ですけれども、

476床中50床でした。新市立病院は108床ですので、21.9パーセントに当たると思うのですけれども、今、第二病院で150床ございますので、108に減らすのも大変だという話ですけれども、この108のベット数は妥当な数字なのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

108床で妥当かどうかということでございますけれども、今、いろいろ各市の状況をお話しいただきましたけれども、苫小牧市については、今回精神科を持たないというお話でございましたが、もともと精神科はなかったのではないのかというふうに理解はしております。

それで、小樽市の場合でございますけれども、現在、精神科病棟150床ございます。これが新病院では108床ということで、42床落とすという考えでございますけれども、これについても非常に厳しい状況だなというようなことです。なぜかと申しますと、現在、長期入院患者数がだいたい50パーセント近くいるということ。長期入院患者といますのは、6か月以上の患者が50パーセント近くいる。ああいう精神病院とはいえ、内科等も併設しておりますので、身体合併症の患者が精神科のほかに内科等にかかる場合が非常に多いわけでございます。そういったようなことで、市内の精神科に入院されている方も、第二病院の方の入院の依頼もこれから多くなってくるだろうと。それから、今度二つの病院が統合されるわけでございますので、総合病院としての精神科というふうになりますと、例えば室蘭市の場合は、以前、精神科は、小樽病院のように市立病院とそれから精神科が離れておりました。それが新築にあわせて統合したわけでございますけれども、その統合したことによって総合病院の精神科となりますと、非常に利用しやすいということで、外来患者がだいたい倍増しているということも聞いております。ですから、小樽市の場合も、総合病院の一つとして精神科を構えた場合に、そういったようなことで患者数も増えるのではないのかということも予測されます。

それから、高齢化率の関係でございますけれども、小樽は非常に高齢化率が高いということで、今後、痴呆症とかそういったような患者がどんどん増えてくるのではないのかということも、そういったような考慮をした場合、平成12年に200床から150床に減らして、そしてさらに、これからまた開院に向けて42床を減らすということは、非常に大変なことでございますけれども、いろいろそういったようなことを含めて検討した場合に、108床ぐらいが限度ではないかと。それ以上は非常に難しい面があるのではないのかというような考えでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、現在、全体の病床数というようなことで、精査・検討しております。その中で、精神科病床が108というのは、全体の493のだいたい5分の1近い、かなり多くを占めておりますので、そういうことも考えながら検討をしていきたいというふうに考えております。

小前委員

今のお答えですと、精神科は不採算部門ではないということでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

不採算部門といえますか、長期の方が多ということになりますと、診療報酬の関係で、非常に収入が少なくなる要素があります。そういったようなことで、長期患者が多く占めていると不採算部門だというふうに言われていることは、それはそうだと思います。

小前委員

では、赤字を覚悟でこのベット数をつくるのか、採算を考えて減らすのか、じゅうぶん検討いただきたいと思えます。

夜間急病センターついて

次に、夜間救急センターは残るのでしょうか、お尋ねします。

(総務)市立病院新築準備室長

今度、救急の関係で、夜間救急センターは残るのかどうかということでございますけれども、救急医療体制につ

きましては、以前に市民懇話会の方から、夜間急病センターを新病院に移設し、医師会との協力の下に、1次救急の充実を目指すというようなことをご提言をいただいております。そういったようなことを踏まえながら、現在、医師会の医療福祉関連問題検討委員会、こういったようなところと、話し合いをしております。その中で、小樽市全体の救急医療体制をどういうふうにするかと、そしてその中で新市立病院がどういう役割を果たしていくのかということ、今、話し合いをしている最中でございます。そういった今の段階で、残すとか残さないということは、まだ申し上げられない状況でございます。

ただ、先日の一般質問で市長が答弁申し上げておりますけれども、1次救急の対応につきましては、不採算でありますので、救急医療部門を二つの施設で運営することは、財政的に困難であるというようなことを答弁しております。

小前委員

新病院は、毎日、小児科医と外科医と内科医が当直すると聞いていて、市民にとっては非常に安心感はあるのですが、小児科医は4名で当直もこなして、日勤もこなすというのは、絶対に無理だと思いますけれども、何か方策はあるのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

救急の小児科医の関係でございますけれども、今4名というお話でございました。現在は、3名の小児科医で対応しておりますけれども、基本構想では、救急医療体制とは別に1名増というような形で示しておりますけれども、これについては先ほど申し上げましたように、医師会の医療福祉関連問題検討委員会が、小樽市の救急医療全般にわたって検討中でございますので、その中で1次救急の対応について、どういう対応になるかということによって、当然小児救急がどうなるかということが決まっておりますので、小児救急、24時間、365日というような形で示しておりますけれども、その時点でそれがどういう形で実現できるのかということの中で、医師の配置について、これは当然4名ではそういう形でしたら難しいと思います。ある程度増員するのは考えていかなければならないと思いますので、その体制が決まりましたら考えてまいりたいと思います。

小前委員

二つの病院をあわせて59名の医師がいるそうですけれども、2割に近い11名の医師が小樽市外にお住みだと聞いております。急変したり、救急であったり、いつきが生死を分ける命を預かる仕事ですので、市民に安心感を与えるためにも、医師には小樽に住んでもらうように勧めることはできないのでしょうか。

(樽病)事務局長

医師の市外での居住についてでありますけれども、これにつきましては、従前より医師個人々のさまざまな事情があると思います。これを小樽市内に住んでいただくように私どもがお話しするというので、それが実現するかどうかというのは非常に厳しい問題だというふうには認識しております。ただ、このことによって病院の診療機能に支障を来すということは当然あってはならないわけですから、これまでもいわゆる基本的には宿日直体制、これには役職のついた医師は別といたしましても、市外に住んでいる医師がひとつきのローテーションの中で入って対応しておりますし、もう一つは、診療科ごとに複数の医師がおりますので、それでローテーションを組んで、そういった体制をしいて、2次救急などには対応をしてくしております。今後とも診療機能に支障を来さないように、対応していかないとならないというふう考えております。

小前委員

新病院体制も準備して実行されていることはありますでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

新体制の準備の関係で現在やっているものがあるかということだと思いますけれども、それにつきましては、準備室ができた後、1年ぐらいたってから、両病院の病院協議会というものがつくられています。その中で、新築に

向けて統合ということが大きな問題でございます。これは、二つの病院が一つになるわけですので、非常にいろいろな問題があるかと思えます。そういったようなことで、早くから両病院がいろいろな情報を交換して、今から何をやるか、それから何年前には何をやるかということ、具体的に決めていこうということで、3年ほど前に両病院の各コメディカル部門、看護部、あるいは放射線科、薬局、それから検査だとか、そういうものが個々に集まって話し合いをずっと続けてまいりました。そういった中で今やるべきもの、それからこの時点でやるべきものということで課題を全部整理いたしまして、そして現時点でやれるものについてはやっておりますし、それからこれからスケジュールが出てきた時点で、やろうというものも決めております。細かいものは、いろいろな専門的なものはたくさんございますけれども、大きなものでは、例えばクリティカルパスの実施については、新病院になる前からやろうということで、現在準備を進めていると聞いております。

それから、これは新市立病院基本構想の中でも示しておりますけれども、医療機能評価機構、これは質のよい医療を効率的に提供していくために、第三者の評価を得ながらやっていくというようなものなのですが、これについても市内でも既にやっている病院がございますが、これも新しくなってからやるのではなくて、今から準備しようということで進めているということも聞いております。

それからもう一つ、病院との連携、病院連携、病診連携、そういったものがこれから非常に大事になってまいりますので、基本構想でも地域医療連携室を設けるということでございます。これも、今から当然やっていかなければならないということで、この連携室の準備も既にやっているというふうに聞いております。

小前委員

できるものから準備に入ってくださいますように、お願い申し上げます。

それから、市長は2月と4月に小樽市医師会と話し合いを持ったと聞いておりますけれども、市立病院のような総合病院の場合は、市内の総合病院との連携が不可欠であると思うのですけれども、市長とその総合病院との話し合いをするような計画は、ありませんでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

今、市長が2月と4月ということでお話ございましたけれども、2月19日に、4月は市長は出ておりませんが、医師会との話し合いは医師会長と話し合いをいたしました。市内に三つの大きな公的病院というのがございますけれども、これとの話し合いについては、今、医師会の医療福祉関連問題検討委員会と話し合いをしている中で、一定の方向が出てくると思えますので、それがある程度出てきた段階で、当然、各公的病院との話し合いも進めていかなければならないということを考えております。これは先ほど言いました連携の関係で重要なことと考えておりますので、話し合いを持っていきたいと思えます。ただ、話し合いに市長が出るか出ないかということについては、今の段階ではそういうまだ具体的なことは考えておりませんが、話し合いは持っていくというような考えでご理解願いたいと思えます。

小前委員

運動会の昼食について

次、教育委員会に質問いたします。

今年、四つの小学校の運動会を見学してまいりました。とてもよい天候に恵まれまして、どの学校も見ていて楽しい運動会だったのでございますけれども、この四つの学校がすべてお昼は親は親、子は子で食べていました。

いつからこのようなやり方になっているのでしょうか、お聞かせください。

(教育)指導室寺澤主幹

子どもみでの運動会での昼食ということについては、いつからこのようになっているのかはわかりません。ただ、全部の学校が子どもだけで食べているというわけではなくて、保護者と一緒に食べている学校もございます。

小前委員

それは28の小学校のうち、幾つございますか。

(教育)指導室寺澤主幹

28校のうち7校が保護者と一緒に食べております。また、1校につきましては、午前中で終わっております。

小前委員

長崎の痛ましい事件について、先日、議会で菊地議員の質問に関連して教育長は、家族のかかわりこそ大切だと答えておられます。それなら、今、運動会、子どもが少ないので、父母席の方が3倍ぐらい父母が集まっていっちゃいまして、子ども1人に8人の両親や祖父母の方が、お見えの方もいっちゃいました。それで、こういう運動会こそ、子どもが家族に囲まれて食事をするのが、今、必要ではないかと思うのですけれども、教育長のお考えをお聞かせください。

(教育)指導室長

ただいまの委員からのご指摘でございますが、晴れの運動会の場で一緒に食事をとっていくことの教育的な意味ということでの質問だと思います。この前の小学校の校長会議におきまして、運動会の在り方として、種目にとどまらず、保護者の皆さんの意見をよく聞きながら、運動会のねらいを達成するようにという指導をしたところでございます。また、各学校には昼食のとり方につきましても、その意義を考えながら、保護者の意見をじゅうぶん聞いていこう、今後指導してまいりたいと考えております。

小前委員

ぜひ、我が子が小学校の時代から私の近隣の学校はすべて子どもは子ども、親は親で、もう25年ぐらいもたっておりますので、ぜひ改善していただきますようお願い申し上げます。毎日の給食を子どもと先生とで一緒に食べているわけですから、運動会のような親や家族の集まったときぐらい、一緒に食べるような方式に変えていただきたいと思えます。

特殊学級について

次に、特殊学級について伺います。

3月の半ばを過ぎまして、ある小学校の特殊学級の2年生をお持ちの親から、担任についての相談をいただきました。その後、調べてみましたら、その担任の教員は前の学校で学級崩壊を起こして転勤をなさって、その学校に来て、特殊学級を受け持っていたということがわかりました。今、小学校に特殊学級のある学校は何校ございますでしょうか。

(教育)学校教育課長

小学校で特殊学級のある学校は27校でございます。

小前委員

情緒とか身障者とか、四つぐらい分かれていますでしょう。そのクラスは幾つでしょうか。

(教育)学校教育課長

平成16年4月現在ということでお答えいたしますと、現在、小学校では28学級ございます。内訳としては、先ほど委員おっしゃったように、知的障害、肢体不自由、情緒障害、身体虚弱という四つの種類がございます。

小前委員

中学校はいかがでしょうか。

(教育)学校教育課長

中学校6校で14学級でございます。

小前委員

このうち特殊学級の免許をお持ちの教員は、何人いらっしゃいますでしょうか。

(教育)学校教育課長

学校の教員の場合、特殊学級という形の免許はございませんけれども、養護学校の免許を持っているという教員の数ですと、小学校では先ほど言った28学級のうち19人が持っています。それから、中学校においては、14学級のうち4人が資格を持っています。

小前委員

小学校で19人もいらっしゃるのですか。私、いただいた資料では14人になっているのですけれども。普通教員免許を持っていて、研修を受けると特殊学級を教えられるというシステムになっているのですよね。そうではなくて、本当の養護教員の資格をお持ちの数をお尋ねしたいのですけれども。

(教育)学校教育課長

小前委員がおっしゃる14名というのは、昨年、平成15年のときは14名でございましたけれども、現在16年度でございますので、それについては19名ということでございます。免許につきましては、先ほど言いましたのは養護学校の教員免許を持っているという形で、特殊学級につきましては普通小学校の教員免許を持っていれば、特殊学級のクラスも担当できますし、そういった養護学校の資格を持っていても担当できるということでございます。

小前委員

特殊学級は安易に考えてはならないと。特殊学級こそ私は専門性が必要だと思うものですから、もっと特殊学級のクラスを減らして、近郊の学校を三つを一つぐらいに集めて、そこに専門性のある特殊学級の教員を配置するような方法をとることは不可能なのでしょうか。

(教育)学校教育課長

特殊学級の子どもを集めてということでございますけれども、学校には校区というのがございまして、その校区の中で、例えば特殊学級に行かれる子どもがいた場合、隣の校区に行けというか、隣の校区ですよという形にはなかなか難しいものがあるというふうに思っています。ただ、自分の校区の学校に特殊学級がなくて、特殊学級がつかれないという学校があったとすれば、それは隣の校区の学校に行っているケースというのはございます。

委員長

自由民主党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

医療助成の見直しについて

医療助成の見直しについて、何点かお聞きします。

今回の議案第7号では、小樽市老人医療助成条例の改正ということで、老人医療助成の見直しが提案されました。それから、議案第8号ということで、小樽市福祉医療助成条例の改正ということで、重度心身障害者の医療助成、それから母子家庭等の医療助成、それから乳幼児医療助成、この三つの制度を改正するということが提案されております。この中で利用者の負担の増加について、明確ではないなと思う部分がありますので、お伺いをしていきたいと思います。

利用者の負担ということで、まず、その今回の改正によって、1か月当たり、1人の利用者が幾ら負担が増加するのかという部分について、一つずつ制度ごとに伺いたいのですが、老人医療助成については、道の施策が対象年齢を年に1歳ずつ引上げて、平成20年には廃止になると。市の施策としては、いわゆる市老が全部廃止になるということなのですけれども、この改正によって今まで1割負担で済んでいた方が、一気に3割負担しなければならぬと、こういう部分が出てくると思うのですが、まずこの老人医療助成の部分について、先ほど言いました1か月、1人当たりという部分でお答えをいただきたいと思います。

(福祉)高齡・福祉医療課長

まず、老人医療助成の関係でございますけれども、まず道老の部分で行きますと、1人当たりの医療費の月額、今1割負担となっておりますので、負担増の2割分がどれだけになるのかということで、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、平成16年度の当初予算ベースで、それを受給者1人当たりで換算いたしますと、まず道老ですと約7,200円、それから市老ですと約9,800円というような状況になっております。

斉藤(陽)委員

それは1か月当たりですか。

(福祉)高齡・福祉医療課長

1か月当たりの換算になります。

斉藤(陽)委員

かなりの負担だなという気がしますが、次に重度心身障害者医療助成、これは議案第8号に関連するのですけれども、道では1割負担の導入と。ただし、市民税非課税と課税というところで分かれるわけですが、あと市については、初診時一部負担助成が廃止されるということですが、この二つの部分によって、課税・非課税で負担の程度が違うと思うのですが、分けてお答えいただきたいと思っております。

(福祉)高齡・福祉医療課長

まず、非課税、それから3歳未満でもそうなのですが、この方たちにつきましては、初診につき、1回医科ですと580円、歯科ですと510円ということになります。これはかかる診療の科によって違うのですけれども、1回につき、そういう額を負担していただくということになります。それから、1割負担の方につきましては、月額でいうと、約5,200円程度ということでございます。

斉藤(陽)委員

あと母子家庭等、今回から道の制度で父子家庭にも拡大をされると、1割負担が導入ということなのですが、市については初診時一部負担助成がなくなるということで、この母子家庭等医療助成について、いかがでしょうか。

(福祉)高齡・福祉医療課長

母子家庭につきましては、初診時、要するに3歳未満児とか非課税世帯は別にして、1割負担という部分につきましては、600円ぐらいということです。それから、市の制度で親の通院部分を見てます。これが今回から非課税世帯が1割負担、これでいきますと約1,300円、それから課税世帯は3割負担ということになりますので、約3,900円という状況になっております。

斉藤(陽)委員

最後に、乳幼児医療助成、これは負担増の部分と負担減になった、制度が拡大され、通院が就学前まで見ていただける部分もあるわけですが、1割負担の導入という部分と、市の初診時一部負担金がなくなるという、プラスマイナスが交錯しているので、わかりづらい部分もありますが、これも課税・非課税の方を分けて説明してください。

(福祉)高齡・福祉医療課長

まず、3歳未満児、それから非課税世帯の母子・父子家庭と同様に、初診につき、医科ですと580円、歯科ですと510円という負担になります。それから、1割負担、3歳以上就学前までという部分の中の課税世帯につきましては、1,100円程度という状況になっております。

斉藤(陽)委員

このように、今、教えていただきました老人医療の部分については、相当高額の2割分ですから、7,400円あるいは9,800円という自己負担が月々増えるという。平均ですから、みんながみんなそうだということではないのですけれども、こういう計算になると。また、重度障害者の方についても5,200円と、1か月あたりの家計の負担としては

かなりのものだなという印象を受けるわけですが、このような負担増について、率直に言って、この今回の改正が利用対象世帯の家庭に与える影響等については、市としてはどのような判断といたしますか、効果として考えていますか。

福祉部長

確かに、高齢者の場合は、医療関係は通常の方々より金額が大きくなるという状態にあると思います。ただ、今回の改正につきましては、道老につきましては、現在受けている方々は経過措置の中で、従来どおり適用になっているという部分があります。それから市老の関係でございますけれども、実は別居をされている子どもの所得を見るわけでございますけれども、子どもの所得が低ければ道の制度に、高い場合一定の所得以上になりますと、道の制度を受けられないという形の中で、市の制度で救っている方々が、今現在100人弱ほどいらっしゃいます。ただ、同じような子どもで、所得が低い場合には、同居していればいずれにいたしましても、対象にならないということもございまして、したがって、親を見ておられる、同居しておられる家庭から見ますと、所得あるそういう子どもがいるのに、どうして対象になるのだろうか、こういう公平の観点からいろいろご意見もございまして、そんなこともございまして、一方では、この制度、市老の医療実施などを見えますと、実施していない市が3市、それから1歳だけ上積みしているところが2市、それから2歳上積み4市、それから5歳上積みは小樽市がやっています、小樽市だけということで、たいへん小樽市の数字が飛び抜けて大きかったという状況がございます。そんなことから、今回の見直しで、先ほどのご意見等もある中で、見直しをさせていただいて、この7月末をもって廃止ということでございますので、そんなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

斉藤（陽）委員

財政的に本市の負担が非常に大きいということは重々わかるのですが、ただ利用対象世帯にとって、一時的にしろ、非常に大きな負担を強いられるのです。それがずっとこれから継続していけば、また状況は変わるといいますが、それに対応した個人が家計を切り詰めるなりいろいろなことをすると思うのですけれども、今この増えるという時点では、非常に大きいという気がしています。それと関連するのですが、受診抑制あるいは診療抑制の問題になるのですが、これについてはいろいろ程度問題ということもあると思います。全く今回のこういう改正が受診抑制等は伴わない、全くないのだという考え方。あるいは少しぐらいはあるかもしれない、弱いそういう抑制が出るのかもしれない。あるいは、非常に重いといいますが、強い受診抑制につながる可能性もあるという、いろいろな判断がありうると思うのですけれども、程度問題というのは、例えば特に病院にかかる必要のない方が、従来、過去に言われていたような形で、何か友達の顔を見たいがために病院に行って、さほど必要でない医療行為を受けるといような過剰な医療サービスがある場合に、そういったものを抑制するといいますが、適正な基準に戻す程度の受診抑制というのは、特に社会的に問題になるようなものではないという場合もあるかもしれません。しかし、むしろ、本来受診しなければならない本当に病気を持っていても、そういう負担の重さから病院にかかることができないというようなことで、病状がさらに重篤な状態になってから、もうどうしようもなくなって病院にかかるというような方が増えれば、それは逆に医療上問題があることは当然ですが、財政的にも保険料あるいは総医療費の観点から、そういうものが増えてくるのではないかと。むしろこういう条例改正等によって、そういう負担を増やすというようなことは、政策的に本当に逆効果という部分もございまして、この辺の判断をお聞かせをいただきたいと思います。

福祉部長

受診抑制が今回の改正で何かどうかということは、そういうことでなるのかどうかは、判断はなかなか難しいところがあるかと思いますが。確かに、いろいろな国の制度を含めて、いろいろな制度改正になったときに、一時的にそういう部分では給付費なんか見ますと、一、二月落ちる部分が見受けられます。したがって、そういう部分で、それが抑制ということになれば、確かにそういう面はあることもあるのかなというふうに思いますが、そうい

う部分では、3か月ほどたちますと、かなりの部分は回復してきている状況もございます。そういう中で、ご自分の健康でございますので、そこまで抑制するかどうかというのは、なかなか私どもも難しい部分はございますが、いろいろな意味で相談等も受けながら対応はしていきたいというふうに思います。

斉藤(陽)委員

市として政策的にこういった条例改正を行いながら、制度を変えていくわけですから、これに伴う問題点について、具体的に万全な対策を講じておくということは、非常に必要だと思うのですが、今の部長の答弁では、具体的に万全というふうな印象までいかないのですけれども、もう少し具体的にどのような受診抑制対策と申しますか、そういう問題点を防止するためのこういう施策を講じますよというものは、ないのでしょうか。

福祉部長

医療につきましても、介護につきましても、これ一つでということにはなかなかならないと思います。そういう意味で、私ども総合的な形で介護、いわゆる介護保険の部分あるいはこの医療の部分、それから介護予防という形で、私どもの老壮大学あるいは健康総合大学、これは保健所に対応していますけれども、そういう部分。あるいはスポーツ広場という形で、健康なりあるいは生きがい対策という形の中で、できるだけ元気な形で過ごしていただくと、そういうような対策を進めてございますので、それらも含めまして、できるだけ一日でも長く元気でいていただくような、そのようなこともじゅうぶん相談を受けながら進めていきたいというふうに思っています。

斉藤(陽)委員

今の高齢者の部分に非常に偏って話しているみたいな感じがすけれども、そうではない、いろいろな重度あるいは母子の医療全部含めてですけれども、例えば受診抑制を防ぐという面では、こういう症状があったら、あるいはこういうような病気のときは、すぐ病院にかかった方がいいですよとかという、わかりやすい戸別配布のチラシだとか、あるいは広報おたるにお知らせを載せるとか、そういった啓もう・啓発活動というのですか、そういったものも必要ではないかと。もう一つは、その病気になったら、それはしょうがないからそういう形で早く病院に行ってくださいと言うしかないのですが、逆に病気にならないためのいろいろな、今おっしゃいましたようなスポーツですとか、文化活動だとか、そういった健康を維持増進するような活動を強化すると、そういう方法でも対策を講じていくと。今回の医療費助成の見直しに伴って、もっと積極的にと申しますが、やらなければならないことがいろいろあるのではないかなという気がするのですけれども、この点について再度いかがでしょうか。

福祉部長

私ども、福祉分野でやっている部分、どういうことをやるべきなのか研究をもう少ししながら進めてまいりたいと思います。また、保健所等ともじゅうぶん連携をとりながら、どういう介護予防、こういうものをしながら、市民の健康を維持していくか、こういうあたりもじゅうぶん連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。

斉藤(陽)委員

道立高校の適正配置案について

道立高校の適正配置案というものが今検討されていますけれども、今回の提案されている公立高等学校適正配置計画の主な目的というのは、どのようなところにあるのですか。

(教育)学校教育課長

道立高校の適正配置計画でございますけれども、これにつきましては、平成12年6月に高校配置について中長期的な姿を示すために、道教委の方でその「公立高等学校配置の基本指針と見通し」という形で計画を立てたものであります。これにつきましては、中学卒業者が減ってきていると。昭和63年度は9万2,000人いた中学卒業者が、平成19年には5万3,000人になってしまうというように、大きく減少することから、高校の配置や規模の適正化、それから特色ある高校をつくるということを課題といたしまして、平成13年度から19年度の適正配置計画を立てたとい

うものであります。今回の、今日新聞等に出てございましたのは、17年度の計画という形になってございます。

斉藤(陽)委員

今回、小樽、後志への影響ということなのですが、具体的なところが、本日の道議会の文教委員会で報告がされるというような報道があったのですが、特に小樽、後志について、小樽の関係については、普通科の間口という部分で、非常に心配があるわけですが、その点はどうでしょうか。

(教育)学校教育課長

小樽、後志地区ということで、今までは小樽市などが第1学区で、それから岩内町などが第2学区、倶知安町などが第3学区という形でございましたけれども、17年度から後志全区という形になります。今、私どもが聞いている情報としては、岩内高校の普通科と、それから小樽市内の潮陵高校が1学級減になる可能性があるという形で聞いてはございます。

斉藤(陽)委員

この問題については、今、文教委員会の報告を見てもわからないわけですが、非常に大問題、小樽の状況にとっても非常に関心の高い大問題なのですが、今後どのような対応をとる考えですか。

教育長

今日の午前10時から道議会の文教委員会がありまして、今、課長から申し上げたような形で決定をされるのではないかと推測しておりますけれども、今回は計画案として、全道で36学級程度の削減をしたいということを発表したものであります。この後、例えば後志では岩内と小樽というふうに、今きちんと正確な形で連絡はまだないので、そういうふうに予想されますが、そういう予想されるところで、7月に入りましたら、地域別協議会というのが該当の36の学区で行われることとなります。その場で、私どもの態度をさらに表明いたしまして、これから検討して8月いっぱいぐらいで案を固めたいとしておりますので、検討作業に入るわけですので、改めて態度を示します。私どもの態度といいますのは、後志第1学区から第3学区までが後志全学区ということで、受験生の流動化が心配されますということで、小樽には今まで小樽の600名の普通科の定員に対して22.2パーセント後志から入ってきておりますので、それがさらに増えるとなると大変になると。例えば600人のところで今、574人の市内の中学生が高校を志望しているのですが、600から40引くと560で、小樽市内だけで既に14名の生徒があふれてしまうという状況になります。それで、その流動化の様子をきちんと見極めるまでは、間口は現状を維持してくださいと、そういうふうに言ってきておりますので、その姿勢を貫いて、もう一度いろいろと話をいたしたいというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

あともう一点なのですが、銭函方面、札幌に近い星野町あるいは見晴町、銭函1丁目、2丁目、3丁目、このあたりの中学生というのは、稲雲高校だとか、稲西高校だとか、今までも石狩学区の方に、特別枠ということで進学をするという方がけっこういらっしゃるわけですが、この部分についての今回の適正配置の影響といいますか、そういったものはないのですか。

教育長

稲西高校、稲北高校、稲雲高校の3校は、銭函桂岡地区から自由に出願できます。今までは学区、例えば5パーセントなら5パーセントということがありますが、石狩学区については、今、細分化とか流動化というような学区改正がなされませんでしたので、いわゆるパーセント学区の入学希望を受け付ける、そういうような格好になります。

高橋委員

不法投棄について

不法投棄についてだけお聞きします。

一般質問でも質問しましたけれども、改めて平成15年度に収集された主な品目と数量について、お知らせください。

(環境)管理課長

15年度でございますけれども、家電4品目の中で多いのがテレビでございます、それが376台、冷蔵庫が75台、その他洗濯機になります。そのほかはタイヤなんか2,400本、バッテリーが500個程度となっております。そのほか小さい雑ごみの詰まったものとか、そういう部分でございます。

高橋委員

ここ最近の傾向として、不法投棄の量は増えておりますか、減っておりますか。

(環境)管理課長

家電4品目でいえば、増加傾向が見られます。さらに、タイヤ等につきましては、その年その年によって数にばらつきがございます、それも増えたり減ったりしているという状態が見受けられます。しかも、バッテリーにつきましては、若干増えているのかなど。総体的にごみの量としては若干ですけれども、増えているのかなというふうに考えてございます。

高橋委員

今の示された数字なのですけれども、これは場所的には相当ばらばらというか、多くの場所なのか、集中しているのか、その辺はどうですか。

(環境)管理課長

場所的でございますけれども、いろいろさまざまございまして、市内の中でも十数か所、けっこう投げられやすいという場所はございます。その傾向といたしましては、人通りの少ない山間部の道路脇と申しますか、そういうところ。その他、臨港地区なんかでも投げられている部分がございます、あと銭函地区と申しますか、そちらの方が多というふうになってございます。

高橋委員

その十数か所ですけれども、これは毎年同じような場所に捨てられているという考えでよろしいですか。

(環境)管理課長

そうでございます。市で平成13年度から監視パトロールを実施してございますけれども、その監視パトロールで主に見ている場所と申しますか、その辺を中心に見ているものですから、およそだいたいそこが投棄されるのが多い地区ということです。

高橋委員

監視パトロールなのですけれども、去年でいいのですが、どういう人数で1日の行動パターンはどういうふうに行われているのか、それをお願いします。

(環境)管理課長

現在、嘱託職員として3人雇用してございます。平日は、2人体制で巡回しているのですけれども、午前中巡回し、そして午後からも巡回していると。巡回場所につきましては、先ほど言いました十数か所を基点としてやるのですけれども、ただけっこう通報等が入ることが多いものですから、その通報等が入りましたら、そちらを優先しながら、対応しているという状況でございます。

高橋委員

平成13年度からパトロールが始まったということですが、以前と以後、現在の状況も含めて、効果はどう

いうふうになっていますか。

(環境)管理課長

効果でございますけれども、監視して物を発見し、そしてあれば、その部分を必要性に応じてそれを回収するという行為をしている状態でございます。そこの中でも昨年度は若干2件、犯人といたらおかしいのですけれども、投棄した方を特定しているという実績がございますので、そういう部分で効果としてはあるのではないかなというふうに理解してございます。

高橋委員

今、特定の話が出ましたけれども、パトロールが始まって丸3年がたったわけですけれども、特定されたのはその2件だけなのですか。

(環境)管理課長

これは、記憶で話して申しわけないのですけれども、平成13年度はたしか8件、14年度がたしか5件ではなかったかなというふうに、理解しているのですけれども、定かな数字ではなくて、今、資料持ってございませんので、はっきりしていませんけれども。

高橋委員

後で教えてほしいと思います。

それからもう一つ、対策として有効であると言われている監視カメラ、これを設置したというふうに伺っているのですが、この状況について、それから効果についてお知らせください。

(環境)管理課長

監視カメラを以前は設置したことがございまして、これは企業に協力をいただいてやった部分があるのですけれども、その際、夜間なのですけれども、その監視をしましたけれども、その監視カメラの性能が悪くて、たまたまその現場に映っていた方がおられたみたいなのですけれども、それが特定できるような状況になかったものから、結果的には効果は何もなかったという状態です。ただ、その抑止力として働いている部分は、ある可能性はあるのかなと思ってございます。

高橋委員

それは今設置されていないのですか。もう外してしまったのですか。

(環境)管理課長

外しております。

高橋委員

外してしまったの。今後もう少しいい物、お金がかかる話ですから、すぐできるかどうかわかりませんが、そういう考えはありませんか。

(環境)管理課長

私も実はその夜間の関係というものは、今、例えば監視パトロール自体が日中動いているという状況でございます。当然、不法投棄自体は夜行われるわけですから、その夜間対策的なものをやりたいなというふうには考えております。ただ、例えば巡回するということになりますと、警察等のご協力もいただかなければできないものですから、これは現状難しいだろうなと。そうしたら、監視カメラが有効性があるのかなと。ただ、他都市でも監視カメラをやっているというのは、聞いたことはあるのですけれども、その場所としては確かにいいのかもしれないのですけれども、先ほど言ったように、市内10数か所がある中で、では、すべて10数か所に置くのかどうか。効果的にもそこに置いたとしても、不法投棄されている一部の心ない市民の方々は、どちらかという、そこがだめであれば、違うところという方も恐らく見受けられるのではないかなと思いますので、この問題については、なかなか難しいのではないかなというふうに理解してございます。

高橋委員

捨てる方が市内の人なのか、市外の人なのかというのは、特定できないわけですね。恐らく、私が思うには市外の方の方が多いのではないかと思うのですが、特定されていない部分がありますもので、もし先ほどの特定された部分についても、内訳がわかれば、市内の方だったのか、市外の方だったのか、教えてください。

(環境)管理課長

2件につきましてですけれども、市内の方でございます。私、今年4月から環境部に来まして、たまたま石狩湾新港の方の不法投棄現場に行きまして、その投棄物の調査をしたのですけれども、そこから出てきてましたのは、1件たまたま見つけたのが、札幌の方でございました。その自宅まで行ったのですけれども、たまたまその本人がおられなかったという中で、実はその部分は警察の方に告発はしたのですけれども、なかなか警察も忙しいといいますが、なかなか対応されていなくて、今に至っているという状況でございます。

高橋委員

いずれにしても、たいへん難しい対策だとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。今後の対策として、答弁いただいていますけれども、よりいっそうの意識啓発というふうにありますけれども、今までと何を変えて意識啓発をしようとしているのか、そのことを説明していただきたいと思います。

(環境)管理課長

意識啓発でございますけれども、平成14年度に市の広報に出させていただいております。それを引き続き、市の広報誌を通じてやっていきたい。今年度中に、もう一度やってみたいなど。そのほかに、若い方がけっこう投棄する確率が高いのではないかと私は思っておりますので、インターネット等を通じて啓発に努めていきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

私もぜひそれを望みたいと思います。それで、先ほど出ていた具体的な数字、どのくらい捨てられているとか、どのくらい費用がかかっているとか、それから罰則規定にはこういうのがあるとか、具体的なものをたくさん載せてほしい。わかりやすいものを、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(環境)管理課長

市民の方にアピールするわけですから、確かにわかりやすい形で掲載していくということは望ましいと思いますので、その方向でやっていきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

最後にもう一点、この監視パトロール車と監視員の増員を図るというふうにありますけれども、これはどのように考えていますか。

(環境)管理課長

先ほど言い漏れていたのですけれども、市内の十数か所を回るのに、基本的に一遍に回ることができないものですから、その中でもって、いろいろ撤去だとかに時間がかかったりするものですから、およそ二日ぐらいをかけてやっているという現状がございます。それで、これを2倍に増員することによって、1日の中で回れるだろうと。なおかつ、通報等に対しては、本当に速やかに対応できていくのだろうということで、その分の充実を考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

未収金の問題について

まず、未収金の問題についてお尋ねします。

私は第1回定例会で未収金問題については、いろいろ問題のある未収金が、それぞれ立場だとかいろいろな条件があるわけですから、それらを処理するに当たっては、グループ制を導入しろと、こういうことでお尋ねしました。それについては、検討させてくれと、こういう市長の答弁です。それで、この問題についてまずお尋ねしたいと思うのですが、未収金対策については検討しているというお答えであります。その後、組織も改革されました。したがって、徴収する場合も、組織も改編したわけですから、水道局は水道局、ごみはごみ、いろいろと会計が違うと思うのですけれども、これらの未収金を対策する検討会を開いたということですから、これらの人たちを集めて、どのような対策を練ったのか、主だったものを、まずお答えください。

(財政)笠原主幹

未収金対策についてですけれども、私どもで本年4月の人事異動で財政部の方に、副参事と主幹が、未収金対策ということも含めまして配置されております。昨年度、かなりの未収金が発生したということでございまして、私どもの方では、各未収金を所管する原部、原課に対して、その内容ですとか、事務の取組状況ですとか、そういうことをヒアリングを実施いたしました。そのヒアリングを受けまして、6月7日に未収金を所管している関係部長、また、関係課長に集まってお聞きまして、事務の体制、それからまたそういう収納の対策について検討をいただくということで指示をしております。なお、その結果につきましては、今月中に報告をいただくことを考えております。なお、その後の対策といたしましては、未納の方というのは、いろいろな事情があるかと思っておりますので、財政部の中に納税課という税を所管している組織がございますから、そこで今までの滞納交渉の中で、持っているノウハウ、そういうものを原部の方と協議しながら、未収金の回収に努めたいというふうに考えてございます。

武井委員

課長をはじめ、関係者を呼んで、とりあえず対策を協議しましたと、こういうことですが、先ほども言いましたように、未収金には種々雑多のものがああります。あるいは、ある同じ方向の、銭函の方の人もいれば、蘭島の方の人もいます。これらを能率的にやるためには、ばらばらでやったのでは市も非常に財政が厳しいし、車もたくさん必要ですから、みんな経費がかかります。したがって、私はグループ制を導入して、そちらの方の人はそちらの方、こちらの方はこちらの方と、しかもそれらについての未収金の内容はいろいろあるのです。すぐ払ってもらえるのか、どこに行ったか住所がわからない人もいれば、いろいろ中身があるわけですが、それらの人たちをみんなまとめて、そして同一方向なら同一の方向に行動をとると、こういうやり方があれば、非常にまだ能率的な未収金対策ができるのではないかと思うのです。そこで私はグループ制を導入しなさいと、言っていたのですが、これらについて、どういうふうな徴収方を皆さんが研究といいますか、意見が出たのか、もう少し具体的に話をしてください。

(財政)斉藤副参事

未収金対策の関係でございますけれども、まず私ども第1回定例会の議論経過を踏まえまして、今、委員からお話がありましたとおり、その未収金によって性格が違っているものですから、現状はどうかのらうかと、拙速になってはいけない、そういったことで、まずそこからスタートをしようということで、原課からいろいろと仕事の内容なり、根拠なり、どういう体制でやっているのか、それから未収になっている原因などもどの程度分析をしているのかと、そういった基本情報といいたしめようか、そういったものをお聞きする中で、そして今度は具体的に、各担当課長、係長を含めまして、子細に聞いた次第であります。その中で、税外収入全体では30億円という多額になっているのですけれども、中にはフィッシュミールみたく裁判になっているもの、あるいは雑入の中で、過去に病院の関係で付き添い看護で不正がございまして、その賠償金を年賦で順次払わなければいけない、そういった

ものとか、あるいは再開のめどがないとか、そういったものだとか、かなり幅の広い内容でした。そういう中で、私どもが目指したのは、先ほども申し上げましたとおり、まず未納者の状況を的確にとえて、委員からもお話がありました、それを分析した上で、まず対策に向けて、そういう観点から少しいろいろ調査をした次第であります。

細かいといいますと、いろいろな性格があるものですから、なかなか一口に申し上げられませんが、そういった中で私どもとしては基本的な滞納者の情報、状況をまず分析をしていただきまして、そしてそれに合った徴収をやっていただきましょうということです。そういう中で各課の取組も、例えばある部によっては、減免の方がAというか、それで滞納繰越になりますとB、そういった中では、その減免分と滞納分の連携体制をとると、それからやはり業務分担をきっちりお互いに認識していただくと、そういった基本的な部分をまず再確認をしていただく中で、それぞれの部でどういったところに原因があるのか。それからやり方として委員からもご指摘ございましたけれども、収納体制としてどういったものがあるのか。それから方法としても口座振替を推進するだとか、コンビニ納付なんかを水道局でやっていますけれども、そういったことが取り組めないのか。あるいは一番中にはこういう景気の状況が悪いものですから、なかなか支払に苦慮している方々がおりますので、そういった場合には、適切な指導をすると、こういったことも極めて重要なことだと思います。こういったことを含めまして、総体的に原部で分析をして、こういった収入の確保対策をまず練っていただく中で、基本的な部分については、全庁的に統一したやり方でまずやっていただこうと。こういったことで先ほど主幹が申し上げましたとおり、今月末までに各原部でもってまとめていただきまして、それを踏まえて、また再度どういう方向へ進むか、また収入面いろいろあるものですから、定かではありませんけれども、基本的な部分についてはそういった考え方で進めていきたいということで今進めているところでございます。

武井委員

今、市の財政も大変ですが、しかし、その中であって、30億円というお金ですから、これは市の財政再建には大きな財政上の助けにもなることです。したがって、経費をあまりかけては、これはまた何もならないわけなので、できるだけ経費を縮小して、そして徴収方法に効果をもたらすような、そういう意味では、私は原部段階の中でそれらをまとめるときに、グループ制か何か、あるいは3人寄れば文殊の知恵で、非常にいい意見が出るのかなど。それらを総まとめにして、今、副参事がおっしゃったような方法で、できるだけ金をかけないで、効率的にやる。こういうような徴収方法を研究に研究を重ねてやってほしいと、こういうことでありますので、これは私はもう答弁は要りませんから、どうぞそういう方向でやっていただきたいと、こういうふうに思います。

カニの不当表示について

それから二つ目は、今朝の新聞にも出ておりましたが、このタラバガニの不当表示の問題ですが、これ、アブラガニをタラバガニとする表示が、農水省が初めて不当表示ということで、JAS法違反というような新しい判断も出したという、こういうふうに出ていました。そこで二、三お伺いしたいことは、まず小樽市が水産市場をやっているわけですが、今まで水産市場では、こういうカニを扱ったことがあるのかどうか。あった場合には、どのような表示をしていたか、まずそこからお願いします。

(市民)生活安全課長

水産市場の関連になりますと、経済部の方なのですが、私どもで水産市場に聞いたところ、これまでカニについては扱ったことはないということでございます。

武井委員

扱っていないのでしようがないわけですから、それには市の一般市民に対する、商店に対する不当表示の指導方、これについてはどのようにしようとしているのか。これには罰則か何か設けられているとは聞いておりますが、どういう指導をしようと考えているのか。受け止め方も含めて、ご答弁ください。

(市民)生活安全課長

カニの不当表示の業者への指導ということでございますけれども、農水省の関係でありますJAS法でいいますと、道が業界、業者に対する改善命令を含めた行政指導権限を独自に持っているわけでございます。あるいはまた、公正取引委員会の関係でいいますと、国なり一部道がその業者に対して改善命令等の権限を持っているわけでございまして、市としては法的にいいますと、何も権限的なものは持っていないということで、非常に弱い立場なのですけれども、実は最近の一連の新聞報道が始まります前に、今年の4月にあるテレビの報道番組で、カニの不当表示の問題、にせものが売られているという報道特集の番組が放映されました。それを見た視聴者の方から、小樽市のホームページを通じまして、こういったところで小樽の市場の風景が映像で流れていたものですから、それを見た視聴者からホームページを通じまして、そういったにせものを売るということになれば、小樽観光のイメージダウンにもなるし、全体の信用失墜にもつながるといったような趣旨のメールをいただきました。それを受けまして、生活安全課としましては、市内のカニの販売にかかわる市場関係、それから商店関係を含めまして、44の業者に対しまして、アブラガニとタラバガニの二つのカニについて、明確にそれぞれ分けて表示して販売していただくようお願いの文書を出したところでございます。それに対して、文書が届いたよと言ってきたり、自分のところはタラバとかは販売していないとか、あるいは一部そういった心ない業者によって、まじめにやっている業者は本当に迷惑しているのだといったような電話もいただいたところでございます。

武井委員

今、だいたい経過を聞きましたが、市民や観光客やこういう人たちから、何かこれについて市に要望・意見はありましたか。

(市民)生活安全課長

市民から直接そういった形で、この不当表示に関してのご意見というのは、まだいただいたことはありませんけれども、実は一昨年の修学旅行に来た子どもが、小樽に来られてカニを買っていったのだけれども、実際届いたところ、アブラガニだったということで非常に憤慨されて、親から手紙をいただいた件がございまして、そのときも市内の業者に改善のお願いの文書を出したところです。今のところ、市民あるいは観光客から来ているのは、そういったようなケースで、特別たくさん出ているといったような実態ではないのですけれども、幾つかそういった意見が寄せられているというのが実態でございます。

武井委員

今、非常に観光客を相手にカニ合戦やっているようでございますが、一方で観光客はずっと目減りしているような状況でございます。我々が見ても突起が四つあるとか、どうだとかといったって、ゆでてしまったらほとんどわからない状況です。これは行政がきちんと指導する以外にはないのではないかと。恐らくその先ほどの子どもも、持って帰って、これがアブラガニだとよく私はわかったなと思って感心しているのですけれども、そういうちょっとまやかし、言われればこれはタラバガニかなと、こう思う程度が一般の人ではないかと思しますので、ぜひともこれは官の指導、今はあまり権限はないのだとこう言っていますが、これでは指をくわえているわけにはいきませんから、ぜひとも関係者にこれらの小樽のイメージをダウンさせるような行為、これはぜひとも未然に防いでいただかなければならないと、こう思います。これについて、部長の方から決意をお願いします。

市民部長

今、カニの方のお話ですけれども、今、小樽には年間800万人ほどの観光客が来ています。観光というのは、小樽の大きなまちづくりの柱になってございまして、その中で水産物の販売、またそれを食材にした飲食というものが、小樽観光の売り物ということでは、このような事件なり、トラブルがありますと、小樽全体のイメージを損なうということは、ご指摘のとおりだと思います。ただ、今、答弁もしましたように、市としての権限というのは確かにございませんが、関係する法というのは、JAS法なり、不当景品類及び不当表示防止法なり、いろいろ法律もま

たがってございますし、関係する機関も水産庁なり、道、公正取引委員会なりいろいろと機関もあります。これについて、市としてどのくらいできるかということですが、行政サイドだけでやっても難しい部分もあるかと思えます。観光協会なり観光関係の団体、それから物販をする業界と、そういう方々とも連携をしながら、官民あわせた形で小樽全体のイメージを損なわないようにということで努力する中で、市としての役割がどうなのかということ、小樽市でできることはやっていきたいと思っています。

武井委員

とりあえず、不景気になってくればなってくるほど、利益を優先とした販売をする業者もあろうかと思えますが、ぜひともそういうことのないように、気を配っていただきたいと思えます。

冬期のごみステーションについて

次は、ごみの問題です。

まず、ごみの問題について、ごみを出しやすくするということが、有料化を推し進める上で大きなポイントになっているようでございます。それで、出しやすくということは、これは市民サービスをよくすると、こういうことだろうと思いますが、これはステーションを減らさないという考え方でいいのか、いかがですか。

(環境)工藤副参事

ごみを出しやすくということは、特に冬期間収集困難地区、これの対応にかかわるわけでございますけれども、できるだけ夏と同じような収集をやっていきたいということでございますので、冬期になりますと、そのステーションは使えないと。下の方まで持ってこなければならぬということでございますので、それらにあわせて、できるだけ収集していくと、こういう対応強化ということで、出しやすくといえますか、収集を夏と同じような状況に持っていききたいと、こういう意味合いでございます。

武井委員

私、本会議でもお尋ねしたのですが、そういう見解であるとすれば、例えば梅ヶ枝山手線については、町会と今話合ってその対策を進めているのだということですが、あそこは4か所のステーションがあるわけです。夏と同じようにするという事になると、あそこはそういうふうな立場でやろうという考えで、町内会と話を進めているのかどうか、お答えください。

(環境)工藤副参事

梅ヶ枝団地につきましては、バス通りに1か所、冬になりますと、そこへ集中するわけでございまして、それより上部分につきましては、4か所のステーションがございます。そのうちの一番上のステーションにつきましては、住民の協力を得ながら下の方から3番目の方まで持っていただくと。あとの3か所につきましては、収集を夏と同じように収集をするということでございますので、1か所だけにつきましては、比較的平坦でございますので、一つ下の方まで持っていただければ、ご協力いただければということでやっているということで、町内会の役員の皆様方には一応説明し、役員の方々のご了解を得ているところでございます。

武井委員

これは先ほど言ったこと、出しやすくなることに、ちょっと違反をしているような感じがいたしますが、3か所にした以上は、一つ下まで持ってきてくれて3か所にすると。それはそれでいいのですが、町内会がいいというのですから、それはやるとしても、下のバス通りまでの運び方はどういうやり方をするのですか。シートに乗せて引っ張るのですか、いかがですか。

(環境)工藤副参事

状況から見ますと、委託区域でありますので、業者に委託するという方法を考えていまして、業者の方には車両を使うとたいへん危険であるということが考えられますので、工事現場用の青いシート等で、人力で持ち出すという委託の方法になろうかと考えております。

武井委員

これも、去年、試行錯誤いろいろやっていただいたようなのですが、引っ張るとかえって滑るという意見も出てきたようなのです。したがって、これは非常に難しい対応の仕方だと思うのですがけれども、業者とそのあたりはじゅうぶん話し合って、それをやったことでよかれと思ってやったことがかえって滑ると、こういうことでは人がかえって増えるということになりますので、そのあたりはよく話をしてほしいと思いますが、よろしゅうございますか。

(環境)工藤副参事

これからの委託契約になりますので、その辺もじゅうぶん業者と打合せの上、遺漏のないように取り進めたいと思っております。

武井委員

ごみ有料化の減免について

次に、ごみの有料化の減免問題についてお尋ねします。

この減免については、減量化効果を弱めることのない範囲で検討していると、こういう内容になっています。非常に抽象的なのですが、減量化効果を弱めることのない範囲とは、どういう範囲のことをいうのか、具体的にお示しください。

(環境)間淵主幹

一般質問の答弁にもございましたが、有料化の目的は、市民意識の向上によるごみ減量意識の推進であるということから、減免などについては審議会の答申では減量意識を弱めることも考えられるので、慎重に検討する必要があると、こうありまして、それを受けての答弁でございました。それで、ただいまのご質問でございますけれども、今後、道内他都市の例を参考にいたしまして、また今後進めてまいります市民との懇談会を通し意見を聞く中で、ただいまのご質問にありました点を検討してまいりたいと思っております。現時点では、それらの懇談会等の意見を基本的に参考にいたしながら、今後検討するように考えておりますので、よろしくお願いいたいと思います。

武井委員

いずれにしても、道内各都市の例や懇談会などを通じて、考えたいということですが、これは減免をするという方向でやるというふうに理解していいのですか。いかがですか。

(環境)間淵主幹

この減免につきましては、減量効果ということ、また負担の公平な観点からいきますと、必ずしも皆さんが減免に賛成という方ばかりではありませんので、この点につきましては、減免をするかまたしないかも含めまして、今後の考え方を決めていきたいと、そのように両方の中で今検討しているということで、答弁したいと思います。

武井委員

そんな答弁、あなた、ここでもって、ああ、そうですかなんて下がるわけにいかないでしょう。あなた方はこの基本的な方針の中で、減量化効果を弱めることのない範囲で市民の意見を聞きながら進めていきたいと、こういう答弁をしているのだから、こういうふうにあなた方は基本方針の中でうたっているわけでしょう。だから、私はそれを踏まえて、今質問したら、他都市の例や懇談会などを通じてそういう方向で検討したいと。これは減免について検討したいと、こういう答弁なのです。それが今言ったら、いやいや賛成するかしないかわからないから、減免はないこともあるような言い方で、ああ、そうですかというわけにはいかない。こんな懇談会をやる、他都市の状況を勘案して、そのあげくの果てに、なしよなんて、そんなことではわかりましたと言うわけにはいかないでしょう。責任ある人、答弁してください。

環境部長

減免の問題につきましては、今、担当主幹の方からもお答えさせていただいておりますけれども、実はこの減免問題

につきましては、審議会の中のそれぞれの皆さんの意見を聞きましても、いわゆる現在の当該袋を購入してごみを出している、こういった実態を考えれば、例えば今回の2円という単価設定をしておりますけれども、これが大きな負担であるのかどうかといったことも含めて、ある委員の方からは減免はしなくてもいいのではないかと、そういった意見も率直にはありました。またある委員の方からは、生活保護世帯だとか、社会的弱者も含めて負担という観点から見れば、ある程度の減免をすべきではないのかと、こういったことで、なかなか審議会の中の意見も、必ずしも統一されたものではないわけです。しかし、その審議会の最終的な範囲の中では、基本的にはこの有料化することが、一つには減量化、資源化といったことになるわけですから、みだりに減免することで、かえってこの減量効果を弱めることになるのではないかと、そういった危ぐもしながら、なおかつこの減免の内容については、慎重に検討する必要があると、こういった趣旨の答申を私どもとしてはいただいているものというふうに思っております。

今、武井委員がご指摘のように、今の私どもの段階でも、率直にここまで減免する。例えば私どもが示しておりますように、ボランティアごみだとか、あるいは災害などによって生じたごみについては、必ずしもその方の努力によらない部分もあるわけですから、それは当然減免していかなければならないと思っておりますから、そのほかの減免についても、各都市の中では全く減免対応をしていないところもある。あるいは、生活保護世帯までやっている、あるいはまた母子世帯だとかそういった方も含めてやっているところ、非常にまちまち、多岐であるということも事実なのです。そういった事例をこれからじゅうぶん調査していくとともに、市民の皆様方の意見も聞きながら、今後の減免の範囲といったものを具体的に詰めていきたいと、こういったことが率直にございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

武井委員

有料化をする時期は決まっているわけですが、この結論はいつごろをめどにして決めますか。

環境部長

私どもといたしましては、この議会が終わりましたから、こういったことも話題にしながら、市民の皆さん方の意見も聞きたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、前にも説明しましたように有料化をすれば、これは第3回定例会で条例の改正案を出したいというふうに思っておりますので、そういう条例案や制度を決める形の中で、少なくとも第3回定例会の前にはこういった具体的内容については説明をしまいたいというふうに思っております。

武井委員

どうもこの文章は、一応今の部長の答弁でその時期、第3回定例会の前までにはっきりしたいと、こういうことですが、私はこの基本方針の中の文章によると、日本人であれば、これは当然、ああ、減免がある方向でもって検討してくれるのだと、こういうふうに思うのが当たり前のことだと思っております。だから、こういうような思わせぶりな文章ではなくて、きちんと今答弁したような文章に私は書きかえるべきだと思っております。範囲なんていうから、ああ、これはできるのだと思っております。ですから、そういうことのないように、今後注意してほしいと思っております、いずれにしても前向きな姿勢で、この文章に偽りのないような方向で検討してください。

それからもう一つ、これは市長は私の質問に対して、減量化がどんどん進んでいったら、これは市民サービスが落ちるのではないのかと。減量化していくのですから、手数料は入ってこないから、市民サービスが落ちるのではないのかと。したがって、しょうがないから、それをカバーするために、値上げをするのではないのかと、こういう質問を私はしました。ところが、市長の方は、いや、そうではないのだと。支出負担の軽減もあるから、それで相殺されてちょんちょんになるのだと、こういうご答弁。私、これを帰っているいろと計算してみたのですが、どうもこれも今の範囲みたいなことで合わないのです。それで、その中身をお聞きしたいのですが、本当は差引きゼロとなる内容、どういう計算をするとゼロになるのですか。私は、これは北しりべし廃棄物処理広域連合の資料

を基にして計算してあります、あなた方の答弁がそうですから。例えば人口を一つ見てみても、14年から17年が3,646名減、17年から19年、2,572名減、19年から21年まで2,526名減、合わせて8,744名の減、これだけの人たちが減になるのです。1日1人167グラム、減量しろと。1年には61キロ減になるわけです。こうしていったら、リッター20円の手数料を取るわけですけれども、どうしてその差引きちよんちよんになるかというのが、数字が出てこないのです。したがって、私はこれはもう数字だから合わせればそれは合うでしょうけれども、しかし20リッターが3.5キロということの換算数値があるわけです。ですから、それから計算すれば、どうもこれが合わないのです。市長がこういう答弁をしたのですけれども、その根拠、このとおりになれば、これはちゃんとゼロになるのだということの説明してください。

(環境)間淵主幹

ただいまのご質問でありますけれども、先般の一般質問を受けます市長答弁の中では、一方でごみ減量化により収集処理業務に係る支出負担の軽減も見込まれることから、手数料の値上げを行わなくても市民サービス向上施策の確保を図ることができるものと考えます。このように答弁してございます。これにつきましては、平成17年度有料化から平成21年度の目標年次まで、ごみ量としては4,300トン減ってまいります。それに合わせまして、収入も当然減るわけでありまして、市の姿勢といたしましては、まずは市民サービスの低下は招かないよう、努力しなければならないと、そういう部分で新たな負担を求めずに、まず頑張りたいというのが一つございます。それからまた、処理費用でございますけれども、ごみ量の予想で、今、4,300トンほど減るわけでありまして、これに係る処理費用も減るものと考えますが、先ほど言いましたとおり、全部が全部収入で賄えるとは思ってございません。その分、先ほども言いましたとおり、市が責任を持って市民サービスの低下は招かないよう努力するという部分であります。ただし、現に収入なり、処理費用というものが減るわけですが、その収集体制におきましては、市直営の縮小を中心に検討をしながら、その費用に大きく影響が及ばないようないろいろな工夫をしながら、処理費用の軽減も考えてまいりたいと思っております。そういうことで考えてございます。

武井委員

私は、あなた方が、今4,300トンの問題を言いましたけれども、この人口減のとり方、これ一つ見ても、今の答えだって、これも大ざっぱなのですけれども、これは非常にまずいと思うのです。小樽市なら、我々は市の方針とすれば、「市民と歩む21世紀プラン」、これを何をするにも基本にするわけです。この21世紀プランは、だいたい3年でローリングしているのです。ところが、あなた方は今は14年から21年に対比してやっているのです。だから、こんな8,000幾らも、1万近くも減になるのに、依然としてこういうような大ざっぱな答弁をしてくるわけですよ。これは、私はうまくないと思うのです。ですから、これらのローリングの仕方について、私はなんだかんだといっても、小樽市の「市民と歩む21世紀プラン」ですから、これを基本に据えたローリングの仕方をしていけば、例えば14年から17年とか、19年とか、あるいは21年とか、こういうやり方をしていくのであれば、まだ私は短い期間ですから誤りも少なく済むと思うのです。ところが、こういうふうに長い期間とする。その間には、21世紀プランも19年にだいたい変わるのではないかと私は思っていますけれども、そういうような大黒柱、小樽市の憲法に匹敵するこの21世紀プランを度外視しておいて、あなた方が一方的にこういう数字を出すというのは、私はどうも納得いかないのです。だから、こういうようなどれもこれもつじつまの合わない、数字を合わせるみたいな答弁をしてくるのではないかなという気がするのです。今の場合だってそうでしょう。市民サービスの低下にならないように努力すると、こういう言い方なのです。市民サービスの低下にならないなんて、わからないですよ、こんなこといったって。ですから、こういうような非常に抽象的にしか担当者は答弁できないと思うのです。したがって、私はこのローリングの仕方を小刻みに、今言ったように21世紀プランと同じように、3年ごとの見直し、3年ごとの考え方を新たに出すべきだと、こう思いますが、これらについての考え方を示してください。

環境部長

少し何点か、今のお答えをする前にお話ししておかなければならない点があるわけですが、確かに総合計画「21世紀プラン」の人口との問題、おっしゃった部分でございますが、廃棄物の処理施設の一部が、廃棄物の計画を決めるということには、実は現在の環境省の方で、この人口推計については、指導が実際はあるのです。これは北しりべし廃棄物処理広域連合が作りました広域化基本計画のときにも、この説明はさせていただいていると思いますので、国においては、例えば1次傾向線、2次傾向線、3次傾向線、あるいはロジスティック曲線とかいろいろな人口の統計の手法もあるわけですが、現在の国の考え方は、この廃棄物の施設が、総合計画のそういったことだけを考えて場合に、とかく過大施設になりがちであると。ですから、もしその年が減っている状況があるのであれば、何か施策の中で特別に人口増が期待できる、間違いなく期待できるという説得力のものがない限りにおいては、やはり現状の人口の動態に合わせた、そういう計画を立てるべきだと、こういったことも実は指導を受けております。今回のこの私どもの有料化でお示した数字も、これでは平成14年度の末につくりました広域化計画とも、すべての年の人口をうたっているわけです。そういったものとの整合性を図ることが、まず基本であろうという観点から、こういう人口推計をさせていただいていると。ですけれども、確かに今武井委員がおっしゃいますように、今後も、しかしこの人口動態といったものを、まだまだ変化はして来るであろうというふうに思っております。そういった意味では、実態に合わせた人口推計というものについては、これは常に私どもも検討してまいらなければならないのかなというふうに思っております。また、ごみの量の問題につきましても、これも今平成17年度から有料化をしたいと私どもが言っているときに、実際は私どもは確かにその計画の他都市の例などを見たり、小樽市の状況などを見ながら、一定の推計はできると思います。しかし、実際はやはりやってみなければ、なかなかごみの量がどのようになっていくのかということ、あるいはそこにどんな問題が出てくるのかということについては、正直言って、今から断言できるわけではないわけです。そういった意味では、まずこの有料化によって、ごみの減量がどのように進むのか、資源化がどのように進むのかという17年度の実態を見ながら、今のお話も参考にしながら、より現実にあわせた形の中で、常に見直しをしていくという必要はあるかと思えます。私としては、今、こういう計画を立てたのだから、何が何でもこうなのだという、こういうことにこだわるのではなくて、弾力的な計画に対する考え方を持っていなければならないのかなというふうに思っております。

それから、前段で武井委員がおっしゃいましたこの歳入の見通しだとか、そういった問題に触れました。ざっくりばらんに言いますと、現在の小樽市におきましては、清掃費の清掃総務費だとか、ごみ処理費だとか、廃棄物処分場費とか、リサイクル推進費といった中では、約5億5,000万円ほどの一般財源が実は投じられているわけです。今回、私どもが有料化をする。そして、約3億6,000万円の歳入が入り、これからの市民の皆さん方からの意見もありますけれども、現在、私どもが示している中では、約2億5,000万円程度の支出であろうということでもあります。ですから、3億6,000万円を出した2円の数字といえますのは、私どもとしては、今これだけごみ処理費がかかっている。だから、それに見合う分をお金を取るのだと、こういうことを言っているわけではないのです。この審議会の答申にもありますように、もしこの税をかけないで、市民負担を全部求めるとすれば、これはリッター当たり相当な金額を取らなければならないのです。けれども、私どもが今考えているのは、ごみの減量に効果のある、さらには大きな市民負担にならない、そういったものを他都市の例も参考にしながらまず考えるべきだというのは、基本的には審議会の答申の考え方でもありますし。また、各都市に基本的にはそういう考え方を総合的に考えて、単価を割り出していく方がいいと思います。

今回、私どもが打ち出している祝日の収集の問題だとか、あるいは冬期対策の対応とかの問題、これらはこれまでも市民からの要望が多かった部分でありますので、当然これは私どもとしては有料化の実施に合わせてやっていきます。仮にこの歳入額が落ちたとしても、これは今後の問題にもなりますけれども、やはり小樽市の全体の高齢化の進展だとか、冬期間の収集対応の問題とかというのは、よりいっそう市民サービスを求められてくるの

だとすれば、そういう歳入額に関係なしに税を投入してでも、やっていかなければならないサービスではないかと、こういった基本的な考え方から、今回いろいろな説明をさせていただいたわけでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

武井委員

これは、部長以下、担当者がやっていないとは言っていないのです。一生懸命努力しているのはわかります。しかし、今の部長の言葉にもありますように、やってみなければわからないというような答弁があるのです。これでは、私、ああ、そうですかというふうに、やってみた結果失敗しましたと、これではどうしようもないわけです。ですから、私たちも何とか皆さんと一緒に、ない知恵を出しながら、失敗にならないように、市民サービスの低下にならないように、いろいろなことを頭を絞ってやっているわけです。だから、そういう意味でぜひとも私はこのローリングがなくて、21年までの間がこれになっていくのではなくて、今、部長もおっしゃったように、人口については、そういう現実数と合うような方法でという言葉もありました。そういう意味では、これも何千人という人が減っていくのですから、先ほど私が申し上げましたけれども、それに見合うやり方でできるだけ、やってみなければわからない、やってみた結果失敗したということのないように、一つこれは忠告を申し上げて終わりたいと思ひます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日の理事会におきまして、共産党より市長の出席要求がありました。市長が出席しておりますので、共産党の質疑をしまいにしたいと思います。共産党。

菊地委員

道の助成制度見直しについて

先日代表質問で、今度の道の医療助成制度の見直しを凍結するよう、北海道に対して申し入れする考えはないと市長は答弁しました。しかし、今度の制度の見直しは、先ほどの公明党の斉藤陽一良委員の質問に対する答弁にも明らかのように、生活弱者にさらなる負担を負わせる内容だと私は考えます。住民の福祉と健康の増進を図る、そのためには今度の制度は拡充こそされ、見直しで縮小や削減されるものではない、この制度は何としても続けるべきとの立場で、以下順にお尋ねしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、平成14年度に小樽市の高齢者一般調査というものをしていますが、それはどういう目的でされたものかということについて、お尋ねしたいと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

小樽市高齢者一般調査の内容について簡単に説明させていただきます。

これにつきましては、平成14年2月1日から15日までの間、小樽市内の65歳以上の高齢者を対象にして、要介護認定を受けていない2,189人の方を調査対象として実施しております。この調査の目的といたしましては、小樽市内に居住する65歳以上の高齢者を対象に健康状態、それから保健福祉サービスをどれだけお知りになっているか、あるいは利用状況、利用意向、それから行政に対する要望事項などを調査いたしまして、小樽市高齢者保健福祉計画

及び介護保険事業計画の達成のための資料を得ることとして実施したものでございます。

菊地委員

このような調査に基づいて、高齢者の方のさまざまな要望、そういうことを踏まえた上での保健福祉計画なり介護保険事業計画がつけられたと認識していますが、その平成16年度になってから、高齢者政策で見直しあるいは縮小された事業について、お尋ねいたします。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

平成16年度に入りましてから、高齢者施策の関係で事業の見直し、廃止あるいは見直しを含めた事業でございますけれども、はり・きゅう・マッサージ治療助成金、これを廃止してございます。それから、敬老祝い金、これも廃止してございます。それから高齢者寝具乾燥事業、これも廃止してございます。それから、受益者負担ということでございますけれども、ふれあいパスが1乗車につき100円ということで、こういった状況になっております。

菊地委員

そういう実態がありながらも、これまで小樽市が取り組んできました高齢者施策については、他の自治体と比較して、どのように評価されているかということについて、お聞きしたいと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

これまででもいろいろと国あるいは道の施策もありますし、いろいろな社会情勢の変化に対応しながら、あるいはあるときは他都市の状況なども勘案しながら、そういった総合的な観点の中で、また各財政状況もありますでしょうし、そういった総合的な考え方の中から、高齢者に対する施策というものに対応してきたということで考えております。

菊地委員

このようにして小樽市の高齢者の制度の充実を図ってきた背景と考え方について、改めてお伺いしたいと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

背景ということでございまして、例えばふれあいパスの交付なのですけれども、高齢者の増加等に対する、高齢化に対応する考え方として、元気対策とか健康づくりとかいろいろな部分で高齢者の方の元気な形での施策というものが非常に大事だろうという考え方もございますので、そういった観点からの施策、あるいはまた一方では、医療的な部分もある程度、道の制度に合わせながら対応してきたという状況でございます。

菊地委員

次に、今度の道の助成制度の見直しを受けて、それぞれの自治体でも定例会に向けていろいろな条例案の改正とか、そういうことは出されていると思うのですが、他の自治体での対応について、知りえていることをお知らせください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

道内主要都市で既に今回の小樽市同様の老人福祉医療助成あるいは福祉医療助成を提案し、可決されているというところが2市ございます。それから、現在、小樽市と同様に提案中、あるいは提案するというようなところが7市、それから今のところまだ検討中というところが1市という状況になってございます。

菊地委員

今、既に策定というか、決まっているところが2市、あるいは小樽市のように今定例会に出されているところが7市ということなのですが、自治体独自の上乗せの施策の状況について、知りえていることがありましたら、お知らせください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

老人医療で申し上げますと、上乗せをしているところは、小樽市を含めて7市でございます。それから、母子家

庭等医療助成、これにつきましては、小樽市を含めて3市、それから乳幼児につきましては、小樽市を含めて2市という状況です。

菊地委員

札幌市は、さまざまな独自施策で上乗せ施策をしているのですが、このことについて、状況をつかんでいますでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

新聞情報によりますけれども、札幌市につきましては、今、小樽市で考えているのは、3歳未満児は1割負担なしで初診時のみという考え方でございますけれども、これを4歳未満まで引き上げると、そういう内容ということでお聞きしております。

菊地委員

今度の定例会では、検討中というところも含めて、札幌市以外で乳幼児で道の施策以上に自治体で上乗せしているところが、わかっていたら教えてください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今のところ、私どものところで情報を得ているのは、乳幼児に関しては札幌市だけという状況でございます。

菊地委員

次世代育成支援施策とエンゼルプランのかかわりについて

次に、ずっと関連するものですから、次世代育成支援施策についてお聞きしたいのですけれども、次世代育成支援についての行動計画を策定中だと思うのですが、子育て支援施策の方で、エンゼルプランとのかかわりについて、お聞きしたいと思います。

(福祉) 子育て支援課長

委員もご承知のとおり、エンゼルプランは平成11年をスタート年度として10年間の計画になっております。今、策定を進めております行動計画とは多くの部分で重なり合うところがあるというふうに理解をしております。私どもも、ちょうどエンゼルプランの10年計画の中での5年が済んだ折り返し点になっているということも含めまして、この行動計画の策定とあわせ、エンゼルプランの中間総括を行いながらその到達点、あるいはまだエンゼルプランの中で未実施となっているもの、そういったものを洗い出しながら、新しい行動計画の中に反映させていきたいというふうに考えております。

菊地委員

エンゼルプランを策定するときにも、ニーズ調査をしていると思うのですが、そのときに子育て中の親が行政に望む要求ということで、1位、2位について教えてください。

(福祉) 子育て支援課長

エンゼルプランのときにつきましては、就学前の児童、それから小学生については低学年、1年生から3年生までという、そういった形でのニーズ調査を行っております。今、委員ご指摘の行政に望むことというのは、設問のたしか23だったというふうに認識をしておりますが、就学前の対象者につきましては、第1位の要望が子どもの遊び場に関すること、第2位が子育てに関する経済的負担の軽減となっております。また、小学校低学年につきましても、同じような結果となっております。

菊地委員

5年経過して、このエンゼルプランの達成率の評価ですが、子育て中の親の行政に望む遊び場の問題、あるいは経済的な負担の軽減については、どのように評価されて、次世代育成支援行動計画にどう生かされようとしているのかということについては、その評価、そういう話し合いはされているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

今の段階で行動計画の中に、どういう形で反映させていくのかということ、ここで直ちに申し上げるということではなくて、先に行いました行動計画にかかわる部分でのニーズ調査も行っております。これは本会議の中で市長の方からも答弁させていただいておりますが、今定例会中、厚生常任委員会の中で、その集計結果を報告させていただきたいというふうに思っております。私どもといたしましては、このエンゼルプランでの中間総括、それから新たに行いましたニーズ調査の分析等、それから今月末に立ち上げを予定しております市民協議会の意見、そういったものも踏まえながら、新しい計画の中で新たな目標、そういったものを設定していきたいというふうに考えております。

菊地委員

子育て支援ニーズ調査の状況、集計結果が厚生常任委員会に報告されるということですので、だいたい最終結果は出ていると思うのですが、ニーズ調査の大きいものというか、そういうものをここで話していただけますでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

前段に、今回行いましたニーズ調査の中身なのですが、若干エンゼルプランのときと違う部分ということから話したいと思いますが、エンゼルプランはどちらかという、子育てと仕事の両立という、そういうところに視点を当てた調査だったろうというふうに理解をしております。ただ、今次の行動計画に関しましては、もちろんその項目も多く占めておりますが、子育てと仕事の両立ということにとどまらず、例えば専業主婦といいますか、働いていない母親方の子育てに対する悩みや要望、そういったものもお聞きをしていく、掘り起こしていくという、そういったような設問形式になっております。ですから、一概にこういった傾向ということではないわけですが、全体としましては、厚生常任委員会で話させていただきたいというふうに考えておりますけれども、ざっと見た感じでは、例えば保育事業等につきましても、単に平日の要望ということではなくて、子どもが病気になった、あるいは保護者本人が病気になった場合の対応ですとか、あるいは先ほど申し上げました専業主婦家庭での子育てについての悩みですとか、先ほどのご質問とも関連ございますが、子どもの遊び場についても、こういった種類の遊び場ですとか、そういったある意味では具体性を持った、具体的な設問内容、回答のとり方ということになっておりますので、今後も計画策定の中にきめ細かくそういった部分を分析をしながら、反映をさせていく必要があるものと考えております。

菊地委員

最後の方に、行政に望むことという項目も今回もあったと記憶しているのですが、そのこのところの大きいものというのは、どういうことになっているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

今回の場合、一般的に行政に望むことというような設問ではなくて、先ほど申しましたけれども、遊び場について行政に望むことは何なのかですとか、あるいは自主的にいろいろな活動をされているお母さん方、子育てサークルですとか、そういったものもあるわけですが、そのことについて、行政に要望することは何なのかという、そういったような設問形式になっておりますので、私どもとしてもその辺じゅうぶん分析をしながら、今後の対応を進めていかなければならないというふうに考えております。

菊地委員

この次世代育成支援施策について、一番考えてほしいと思うことは、子どもをどう生き生き育てるかということについてもそうなのですが、やはりこの少子・高齢化の時代に、どうこれからの地域医療など、そういうことに、行政がどう携わっていくかということについてのしっかりした行政手腕というか、そういうことが大きく問われるのではないかなというふうに思うのです。そういう今その支援施策について、行政が例えば要求を取りまとめていて、考えているときに、一つは子育て中の親に対する行政の経済的支援だとか、そういうことについても要

求はたくさん出てくると思うのです。そういう選択をしているのにもかかわらず、小樽市はこれまで乳幼児では、札幌市にも上回る制度というか、5歳未満までは乳幼児医療が、所得制限はありましたが、無料でした。それが、今度は北海道の施策に合わせて、一律3歳以上には課税世帯は1割負担ということになりました。これは今度の札幌市の決められた中身よりも、さらに後退する中身になってしまったのです。こういうところが、私はひとつ問題だなというふうに乳幼児医療のことでは考えているのです。

今、高齢者施策の問題についても、ずっと小樽市は他都市よりも高齢者に対しては、福祉の面では充実させてきたという面は一方あると思うのですけれども、それはこの小樽市が高齢者に対して、他都市に比べたら優しい行政をやってきたということが一つ言えるし、その生活弱者に対して、自治体としてどう責任をとるかということでの施策を、一生懸命やってきたというふうに感じているのです。これは、すべてを他都市並みというふうにして、今までやってきたものを分担の公平化とか、そういうことで切り捨てる方向ではなくて、さらに充実させていくという方向でぜひ考えていただきたかったなというのが、今度の医療費の助成制度についても、そういうふうに考えてほしかったと思うのです。財政問題、いろいろな部局の方が集まって検討されてきたと思うのですけれども、その他都市並みにしていく、この厳しい財政状況をどう乗り越えていくか、あるいはこれから後に続く子どもたちに負担を負わせないようにしていくかということを考えてときに、この積極的な施策をどう進めていくかというような意見は出なかったのかということについて、市長に実はこれをお聞きしたかったのです。

福祉部長

委員おっしゃるように、確かに手厚い部分、小樽市はそういう形で来た経緯がございます。例えば乳幼児をお持ちの母親は、札幌市ですと初診料一部負担を従来取っていました。したがって小樽は無料でした。そういう意味で小樽はたいへん財政が厳しいのに、こういう形で大丈夫ですかと、こういうご心配もけっこういただいていた部分がございます。こういう中で、今回、私ども福祉全体の見直しという形でさせていただいているわけですが、これは市のこういうふうにしてきた結果というわけではございませんけれども、非常に厳しい財政状況を踏まえてあるわけですが、背景には一つには高齢化に伴います国や道の諸制度、こういうものの改正によりまして、市の負担が非常に今増大してきているということがございます。それから、そういう一方では、少子化への対応ということで、今回の児童手当等の拡大あるいは乳幼児医療等の拡大、こういう形で少子化への対応というものも当然考えていかなければならないと、こういう中で私ども、できる範囲内でどうしていくかというようなことで、福祉サービスにつきましても、道内、主要都市並みの水準というものを基準にしながら、低所得者対策等も配慮しながら、見直しをさせていただいた部分でございます。

したがって、制度を安定的に継続して維持させていくためには、どうしても避けて通れない、いわゆるめり張りの効いた、そういう見直しをしていかなければならないということとさせていただきます。したがって、今後とも総合的な見地から、福祉の増進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

菊地委員

先ほど、公明党の斉藤陽一良委員の質問に対しても、高齢者の医療費の月額負担増、それからひとり親世帯の3割負担、1割負担の負担額が示されておりました。このひとり親世帯についても、特に本当に親も子どもも、今度は課税世帯だと3歳以上児はかかるわけですから、二重の負担になるわけですから、そういうことも含めると、健康状態を維持して安心して生活していくというところから見ると、非常に大きな後退ですし、不安要素が大きくなるということで、どこを切り詰めていくか、そういうふうになるとやはり食費を切り詰めるだとか、ちょっとしたものを切り詰める、将来の学費の貯蓄とかそういうことにもいろいろ支障が出てくるという意味では、本当に自立して頑張っていこうという、そういう気概を損なうとか、あるいはそういうふうにして生活を切り詰めていくということになると、経済的にもお金が回らないということにもつながってくると思うのです。

それは、高齢者にとっても同じだと思うのですけれども、市長は常々高齢者施策について、生き生き高齢、小樽

市が高齢化自治体になっていく中で、どれだけお年寄りが生き生きとして生活していくことができるかということについて、いろいろ考えてやっているというようなことを、高齢者保健福祉計画などの中で述べていますけれども、そういうところをどんどん切り捨てていくということが、本当にこの小樽市がこれから自治体としてどう成長していくとか、残っていくかということをお考えたときに、とても寂しい気がするのです。今まで積極的にやってきた、そういうみんなが生き生きとして生活していくというような施策を切り捨てるのではなくて、もっと切り詰めるべきところがあるのではないかというふうに私は思っています。

具体的に言うと、お年寄りの笑顔とか、それから子どもの笑顔が消えていくよりは、やはり日経ビジネスの中で、二つも港を持っているというふうに、何か市長は荷物のような言い方をしていたのだけれども、それだったら港を一つにするとか、そちらの方がずっといいというか、施策としては人々が生き生きとして暮らしていくという施策の方につながるのではないかというふうに私は感じます。

共産党は、今度の医療制度の助成制度については、修正案も用意して制度を続行すべきだという立場で、また明日も臨みますけれども、先ほどの公明党の斉藤陽一良委員の質問を伺うと、非常にそのことを心配されているようなので、公明党のご支持も得られるのかなというような、そういう思いを持ちながら提案させていただきたいと思っておりますけれども、最後に市長の見解をお願いします。

市長

今、国でもいろいろ問題になっておりますけれども、いわゆる高齢化の伸展で、社会保障経費がどんどん伸びていくということが問題になっております。これは市町村でも都道府県でも同じだと思います。その中で、こういったこの社会保障制度をどう維持していくかということが、非常に大きな課題になっているわけですが、安定的に維持するためには、一定程度のご負担をいただきながらやっていかざるをえないのではないかとこのように思っています。確かに率直に言って、切り捨てていくというのは首長としては一番切ない話です。しかし、ご承知のとおり、ここまでやってもまだ19億円の赤字予算しか組めないような状況の中で、これ以上、まだ現状を維持していくというのは、では、どこを切るのかという話になって来ますけれども、それはそれとして、安定的にこの制度を維持していくためには、一定程度やむをえないのかなというふうに思っています。

ただ、これからいろいろな面で市民の皆さんの協力といいますか、ボランティアなり、NPOなり、こういった方たちの協力も得ながら、こういったお年寄り対策なり、子育て支援対策を進めていく、これはまた一方で大事な話になりますので、そういった面でも力を入れながらやっていきたいと思っております。

古沢委員

菊地委員の質問に関連して、明日では遅いので、今日、大方の方はご承知かと思うのですが、札幌市議会が全会派一致で意見書を採択しております。道の4事業、医療補助制度の見直しによって、患者負担が増える内容になっているということに関する意見書ですが、簡単に要点だけ紹介しますと、高齢者の医療負担は現行の1割負担から一般と同じ3割負担に引き上げられる。さらには重度の心身障害者が重い負担を強いられる。最も医療を必要とする人たちの医療の機会が狭められてしまう。これが心配だと述べて、北海道医療給付事業補助制度の拡充を進め、整備するよう強く要望するという意見書を全会派一致で採択をされております。これらも委員として審議に当たっているそれぞれの委員の観点においても、ぜひ参考にしていきたいなというふうに思っております。当委員会は、四つの議案と一つの報告、それから六つの陳情が付託されて審議をしているわけですから、六つの陳情のうち、大方は札幌市議会が全会派一致で意見書を採択した内容にかかわるような陳情であります。

日経ビジネス5月31日号に関連して

さて、市長に出席いただきましたので、一つはうがった言い方をすれば、小樽市議会の名誉にかけて、このまま見過ごすわけにはいかないという問題意識を持っています。代表質問で我が党の菊地葉子議員が日経ビジネス5

月31日号に関連してお尋ねをいたしました。それは、議会と市長の関係において、看過することができない。市長がこれまでマイカルのOBCの滞納については、再三議会側からの質問に対しても申し上げられない、守秘義務がある、こういうふう述べてこられた。こういうふうにお尋ねして、調べてみました。マイカルが倒産してから、大急ぎで抜き出したのですが、何とこれは我が党だけです。ほかの皆さんもご質問したりなんかしていると思いますが、市街地の特別委員会、予算特別委員会、本会議、これにおいて、OBCの滞納問題にかかわる内容のものはざっと挙げただけで、こんなにあるのですよ。その都度、市長を含めて、理事者の皆さんは今言ったように、菊地議員がお尋ねしたように、議会に対して、質問に対して答弁をしなかった、避けてこられた。菊地議員は、これはもう議会に対する背信行為ではないかと。もう一つは、市長として侵してはならない義務違反ではないかというふうにお尋ねをしました。市長はこれに対する答弁で、再々質問に対する答弁でも、市長には法的な守秘義務はないというふうにお答えになっている。5月31日号で公表したこともたいへん驚きでしたが、法的に守秘義務がないというふうにお答えになったことでも、さらに改めて驚きました。全国に約3,000近くの自治体があるでしょうけれども、ひょっとしたら法的な守秘義務違反を問われない唯一の首長かもしれませんね。

それでお尋ねしたいのですけれども、最初に地方自治法上で市長の権限はどのように言われているのか、それから担任事務とは何なのか。担任事務を規定している条項でいえば、その第3号にかかわってお答えください。

総務部次長

市長の権限に関する地方自治法上の規定についてお答えをいたします。

第147条におきましては、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表するとして、長の総括代表権についてうたっております。第148条につきましては、長は普通公共団体の事務を管理し及びこれを執行するとして事務の管理及び執行権をうたっております。第149条で先ほどご指摘の担任事務についてうたっております。その中で9項目ほどございますけれども、その第3号、地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科することとして、長の担任事務としてうたっております。

古沢委員

今、地方税の賦課徴収事務というのは、地方税法で規定されておりますが、この地方税法でこれら賦課徴収事務、具体的に言えば、督促であったり、滞納税額の徴収であったり、差押え等の滞納処分であったりするわけですが、これらの事項・事務については、徴税吏員が行うというふうになっておりますが、市長はそれでは賦課徴収が担任事務ですから、徴税吏員なのでしょうか。

総務部次長

市長が徴税吏員かどうかというお尋ねですけれども、地方税法の第1条第1項第3号におきましては、道府県知事若しくは委任を受けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員をいうとなっておりますので、市長は徴税吏員となっております。

古沢委員

市長は徴税吏員ですね。それで、菊地議員の質問に対して、市長は次のように答えているのです。議会に対して背信行為ではないかということに関連しますけれども、先ほどこんなに挙げましたけれども、その都度とってきた態度は、市長はこういうふうに言っています。住民あるいは住民全体に不利益になるようなことは首長、市長として避けるべき、こう述べて、だから話すことはできないとしてきたのだが、今回は状況が変わってきたと、これは話すべきだと判断したわけだというふうに、5月31日号で述べておったのです。間違いありませんね。

市長

守秘義務の関係ですけれども、一般職のような法的な守秘義務は課されていない。法にありません。しかし、今お話のように、住民あるいは住民全体の不利益になるようなことは避けなければならない。ですから、一定の制約は受けるだろうというふうに思っております。今回の件につきましては、状況の変化というのは、本会議でも申し

上げましたけれども、19億円の赤字予算を組んだという、それが何よりも一番大きな要件でございまして、そのことをどう説明していくかという中で、これはもうこの話は避けて通れないのではないかと判断をしたということとでございます。

古沢委員

問題は、市長がこれまで守るべき秘密だとしていたものが、いったい何だったのか、これが問われるというか、問題の本質だと思うのです。市長がこのようにお答えしている状況の変化というのは、言ってみれば、単に市長を取り巻く環境の変化であって、本質的には何一つ変化はないと思うのです。本質的には、今言ったように、守るべき秘密が守らなくてもいい秘密になったと。なぜ、このように変わったのですか。

市長

ご承知のとおり、マイカルといいますか、OBCが倒産しました。当時は再建に向けて民事再生法を申請するという状況の中で、かなりの部分でいろいろな方々に対する不安を与えていたという状況はご承知かと思えますけれども、そんな状況ですと経緯をしてきたわけです。現状に至りましては、まだまだ不安要素はたくさんありますけれども、一定の民事再生の認可をいただいて進めてますから、そういう面では、大きく状況は変わったというふうには思っております。

古沢委員

市長は、改めてまた法的に責任はないというふうにおっしゃられましたけれども、これはここに臨んでいる委員にとっては、それこそ看過できない大事なことです。

市長

規定がね。法的に規定がない。

古沢委員

法的に規定がないね。後でまた、これは明日になるかもしれませんが、民法の第709条、第710条に関連する不法行為、こういった法的な責任は問われないのかと。地方税法でいう徴税吏員、部下職員に対して徴税吏員として委任している徴税吏員であるあなたが、部下職員に委任している事項で、その職員が地方税法上の第22条秘密漏えい罪に問われると。しかし、委任した徴税吏員であるあなたは、その法的な責任はないなんて法理解釈、どこに成立しますか。これは後でゆっくりまた聞きますけれども、法的には明確にこういったことは大問題ですから。地方税法の第22条で、例えば具体的に説明してください。あなたが委任した財政部の職員である徴税吏員が秘密を漏らした場合、どういう罰則規定がありますか。

(財政) 税務長

地方税法第22条の関係でございますけれども、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」と定められております。

古沢委員

あわせて、税務長に見解を参考までにお尋ねしておきますが、徴税吏員である首長が職員である、市町村の吏員である者に徴税吏員として委任をする。この委任は市長が徴税吏員として持っている職務権限のすべてを、つまり包括的に委任するということですね。

秘密漏えい罪に問われない徴税吏員が委任した徴税吏員、回りくどい言い方をすればですよ。それは委任を受けた徴税吏員は、その委任に入っていないではないですか。ですから、いわば、小樽市の徴税吏員は地方税法第22条の規定の適用外の徴税吏員かということを知っているのです。

(財政) 税務長

地方税法の規定では、当然小樽市の職員、財政部の職員及びいわゆる徴税吏員については、当然そういう対象の

職員であるということになるかと思えます。

古沢委員

だから、おかしいことになるのです。そう思いませんか。徴税吏員として委任、具体的に手続的に言えば、発令を受けて、そして職員が賦課徴収事務に従事するのは。それは徴税吏員としての職務権限において、賦課徴収事務に当たるのです。それは市長である徴税吏員、徴税吏員である市長が委任したからでしょう。ところが、委任した市長は、いや、待ってくれと、おれは徴税吏員なのだけれども、地方税法の第22条は適用除外だと言っているのです。おかしいと思いませんか。

総務部長

私も細かい部分はあれですけども、地方税法上の徴税吏員というのは、市長も含まれていますから、地方税法上は要するに適用を受けるという考え方は、それはそのとおりだと思います。先ほどから言っているのは、地方税法上は適用を受けるのです。地方自治法上の法的なものは定めがないという話で進めていっていることですから、地方税法も言っていないという言い方というのは、ちょっと違うのではないかと思います。

古沢委員

いいですよ、それは。法的というか、法的というのは実に法的なのです。だから、いいです、それは。地方税法上適用を受ける徴税吏員として適用を受ける。これは確認できますね。では、今日はここまでで終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

資源物回収ボックスの増設について

家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方ということについて、お尋ねをしたいと思います。

前段として、今日もごみを出す日だったのですが、私の家では妻がごみを分別しています。それで、朝、それが玄関の前にございますと、それを私が持っていくという、そういう分担になっています。それで、このところ、この有料化についての考え方というのが出るようになってから、持っていくごみの中で、これとこれは有料化になったときに、有料の袋に入れるのだなど。それから今度は、資源物のいわゆる範囲が広がりますから、だからそうすると、これは範囲が広がって無料で持っていけるのだと、そういうことが頭の中で考える癖がつかしました。そうしますと、実際問題として、昔からいわゆる生ごみのたい肥化とか、そういうことをやっている人たちとつき合っていましたので、生ごみだとかそういうのはほとんど我が家では出ないものですから、その部分では有料化はこたえない、そんなふうには思っています。

そういう知識としての有料化に対するの対応という部分でお尋ねをしていくわけですけども、まず資源物回収ボックスを増設するということになるわけですけども、あまりにも小樽市民としては、資源物回収ボックス増設ですから、現在あるわけですけども、それについて意識がないのですけども、資源物回収ボックスというのは、今どういう場所に置いてあって、どのような形をとって、どういう機能をしているのか、それを教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

現在の資源物回収ボックスの件についてでございますけれども、現在は天神リサイクルセンターに缶、瓶、ペットボトル、紙パックのリサイクルボックスが施設の工場の入り口の前に置いてございます。最近、市長への手紙の中で、働いている方はとても不便だということで、その資源物回収ボックスについて日曜日でも開放してくださいということの要望がありまして、7月から日曜日でも出せるような体制に、今は考えております。

大橋委員

そうすると、その天神の回収ボックスというのは、相当大きなもので、どっと引っ越したとかそういうときに、資源物が出てきたら、それを持って行って、そこへ置いてくれるような、そしてそれから、それが資源物であるかどうかという確認については、どういうふうにされているのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物回収ボックスの大きさの件についてでありますけれども、横幅が1メートルぐらいで高さが1メートル20センチぐらいになっていたと思うのですけれども、そういうボックスが四つ設置されております。

それから、もう一点のお尋ねについてでありますけれども、現状はリサイクルセンターの職員がそのリサイクルボックスに出された資源物について、毎朝点検しまして、施設の中の機械で処理をしているという状況になっております。

大橋委員

そうすると、今度、これを町会だとか希望するところに増設しますというような考え方もあるようではございますけれども、それはそういうことなのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

回収ボックスの増設の件についてでございますけれども、有料化実施を予定しております平成17年度においては、現在のところでは、市の公共施設あるいは町会などの要望によりまして、10か所程度の設置を予定しております。しかし、今後、町会あるいは団体などの懇談会の中で、市民から設置に関する要望がありました際には、順次増設する考えであります。また、市民のそのようなごみ減量化に向けた意識、そのようなものを市としてもたいへん大切にしたいと思っております。

大橋委員

資源物回収ボックスの増設については、わかりました。

私は、一般質問の中でお尋ねしたのは、これは常時回収ステーションというセンターについてお尋ねしたのですけれども、イメージとして似ているけれども似ていないのかなという部分であります。常時回収センターの場合、今回、上越市の例を引いて質問しましたけれども、いわゆる回収ボックスというようなものよりは、もっと大きな施設と考えていただきたいと思いますけれども、それは当然ながら回収センターでありますから、そこには果たして持ち込まれるものが本当に資源物なのか、ごみをぼんと置いていくのか、それをきちんと見た上で、朝8時から夜8時までセンターで受け取るという形であります。それが21か所あるということなのですけれども、そういう形であれば、一般市民の人たちが自分の都合のいいとき、又は掃除をしたりして、いろいろなものが出たときに、資源物として分類して持って行く。非常に機能としては、その方がすぐれていると思うのですけれども、そういう部分については、どう考えていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

ボックスの規模ですとか、その内容についてでありますけれども、実際、天神リサイクルセンターにボックスを当初設置したときに、家庭から出されたごみも出されたという、そういう経過もあります。そういうことも心配されますので、具体的にはそのリサイクルボックスを希望する地域住民、利用する地域住民の方のいろいろな要望を聞きしながら、その規模の大きさ、形、管理の問題、それから設置場所、どのように進めるかということ、いろいろ協議しながら設置する形になるかと思っております。

大橋委員

わかりました。

紙の資源物の収集について

次、拡大する収集品目という部分なのですけれども、先ほど言いましたように、自分でイメージして、ああ、こ

これは無料だ、これは有料だという形で考えますと、非常にこの拡大する収集品目が何であるかというのが、ポイントになるのです。それで、従来と違いまして、非常に多くの品目が含まれています。特に紙の関係のごみというのは、やたらに多くてかさばりますので、すごい量なのです。何でこんなに家から紙が出るのかなと思うぐらいあるわけですけれども、これがチラシ、雑誌まで入ってきていますので、かなりいろいろな紙が出せるのかなと思います。ただ、それであっても、まだ出せなさそうな紙といいですか、そういう部分があります。これは、どんな紙かといいますと、いわゆる小さなメモ紙的なものだとか、名刺だとか、古封筒ですとか、それから会議などに出てうちに持って帰った書類なんかも、そのまま出すとまずいなと思って、全部シュレッダーにかけるわけですけれども、そういうものの量がけっこうあります。本当にごみくずみたいな紙です。それで、松江市の場合は、そういうくしゃくしゃとまとめて捨てるような、それからシュレッダーにかけたあとの紙、それも資源物として収集しているのです。そこまでいくと、ほとんど紙ごみは出ないなというふうに思うのですけれども、収集する範囲の中で、その辺はどうなのでしょう。

(環境) 廃棄物対策課長

シュレッダーで裁断した紙類の関係についてでありますけれども、そのシュレッダーの裁断の幅によってリサイクルできるできない、いろいろな要素がありますので、現在のところは、家庭系の資源物として拡大する品目の中の紙類で、シュレッダーにかけた部分については、収集する考えは今のところありません。

大橋委員

シュレッダーはわかりました。それと普通だとくしゃくしゃに丸めてしまうような小さな紙だとか、封筒だとか、メモ類、そのようなものについてはどうなのでしょう。

(環境) 廃棄物対策課長

当然、古封筒についても、立派にリサイクルできますので、それは封筒については、容器包装の部類に入る資源物になりますので、そちらの部分で縛って出していただくという形になります。メモ用紙とか、そのような紙についても、雑紙ということでリサイクルできますので、市民の方に出していただく予定であります。

大橋委員

そうすると、そういうものを出すときに、雑紙は雑紙で縛って、雑誌は雑誌で縛って、そういうふうにするのか、それとも、それを透明の袋の中にひとまとめてぼんと入れて出していいのか、その辺どうなのでしょう。分類するのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

市民の方にわかりやすい分別という考え方の基本に立ちまして、新聞は新聞、雑誌と書籍で一つ、新聞の中にはチラシ、雑紙も含めますけれども、それぞれに縛っていただくというふうに考えております。

大橋委員

はい、わかりました。

環境美化協力員制度について

それから、いわゆる環境美化協力員制度を考えたいという部分なのですが、まずこの環境美化協力員の職責の範囲というか、仕事の範囲、例えばの話、有料回収の日に、そこに有料袋以外の物をぼんと捨てていかないように監視していくのか。それとも、具体的に袋の中身、資源物として出していく方の袋の中身に、資源物以外の物がまじっていないかどうか調べる、そこまでするような職責を持つのか、どのような範囲を想定していますか。

(環境) 間淵主幹

地域環境美化推進の協力員制度につきましては、ただいまのご質問でありますけれども、お願いする範囲におきましては、ステーションにおいて、出した時点での目で見える中での指導ということで、中を開けてまでの指導は考えてございません。そしてまた、どうしても中を開けなければならない必要がある場合には、市の指導員体制の

中で連絡を受けて、中をチェックするというので、基本的にはステーションでゴミを出した時点での指導という、目に見える範囲での指導ということをお願いしたいと考えてございます。また、詳しくは、今後町会とこの制度については協議することになってございますので、この中でもまたご意見は賜ってまいりたいと思っております。

大橋委員

それから、現在のごみの置く部分というのは、道路沿いに50メートル置きか、100メートル置きか、そこにずっと電柱のところにためておくというような形ですけれども、そこに協力員を配置するとすれば、市内で膨大な人数が必要な気がするのですが、協力員の委託の仕方、それから規模、人員について、どう考えていますか。

(環境) 間淵主幹

市内にステーションは約3,000か所ございます。それで、その3,000か所のステーション一つ一つに対応していただく人を配置するという考え方ではなくて、現在156町会がございまして、町会の中で登録員制度的な形で何名かを推薦していただき、その方々にその町会の中にありますステーションを順番に回っていただくですとか、工夫をして管理をしていただくと、そのように町会単位での指導員の委嘱を考えてございます。それにつきましても、町会でいろいろな現に行っているやり方もあると思いますので、それらを参考にしていきたいと思っております。

大橋委員

それで、この美化協力員になった場合に、報酬は支払うのですか。

(環境) 間淵主幹

委嘱ということで、報酬は考えてございます。ただ、その報酬につきましても、先ほどの委嘱する方法によりましては、個人になるか、それとも町会への報償金的な制度となるか、それは町会との中で、今後詰めていくよう考えてございます。

大橋委員

私も町会の役員ですから、いずれその問題も結果が出ることになると思いますけれども、果たして現実的に対応できるのかなと、いろいろな部分で思いがあります。質問を終わります。

委員長

それでは、れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。市民クラブ。

森井委員

ごみの減量化推進の3Rについて

自分も減量化について、質問させていただきます。ごみの減量化を推進するときに、よく3Rという言葉を使いますが、この言葉の説明を改めてお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

3Rについてでございますけれども、3Rというのは、循環型社会を形成する上でキーポイントになっている言葉でございます。一つ目はリデュース、日本語に訳しますとごみの発生抑制といえます。ゴミとならないように最初に入り口からごみを抑制するという事です。それから二つ目はリユース、これは再使用でゴミとなった物を繰り返し使うということになります。最後に三つ目ですけれども、リサイクル、再生利用ということで市の資源物収集等が再生利用になるかと思えます。

森井委員

ちなみに今回の有料化は、この3Rのうち、どちらに所属することになるか、説明をお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

今回の有料化に関する3Rの関係ですけれども、すべて含めた形で表現しております。市の役割、市民の役割、事業者の役割、それぞれの中でリデュース、リユース、リサイクルということがうたわれております。

森井委員

それはごみ減量化の話で、有料化についてはということなのですが、お願いします。

(環境) 間淵主幹

有料化の目的におきましても、今、説明ありました3Rを促進する、推進するという意味で、有料化の意味を持っておりまして、そういう促進する意味で有料化を考えてございます。

森井委員

そのような答弁をいただきましたが、残念ながらそこまで有料化は、3Rすべてに対しての意味は残念ながら持っていないかと思えます。

3Rのうちの最後のリサイクルという範囲で、有料化という範囲は含まれていると。この答申の中で、今、基本方針がありますけれども、この前半の部分、市の取組、市民の取組、事業者の取組という廃棄物対策課長の話がありました。これをすべて考えていくなれば、当然3Rすべてにおいてという話になりますが、ごみそのものに対して金額をつけて収集をするという、その方策そのものは、リサイクルの範囲になると思えます。ちなみに、リデュース、リユース、リサイクル、3点に分かれているわけですから、現在のリデュース、リユース、小樽市として取り組んでいるものを、その二つの範囲の中でお答えいただきたいと思えます。

(環境) 廃棄物対策課長

リデュース、発生抑制についてでありますけれども、小樽市で行っている施策の中で、対象となる事業といたしましては、段ボール式生ごみのたい肥化、それからいろいろな広報おたる、ホームページなどの啓発で、食品トレーなどのそういうごみとなるようなものを買わないようにとか、それから詰め替え商品を選ぶなど、そのような啓発をする中、リデュースを進めております。

(「発生抑制じゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

森井委員

生ごみのたい肥化は、リデュースには入らないのではないかと思うのですけれども。

(環境) 廃棄物対策課長

家庭で生ごみをつくりますよね。そのことによってごみとして出さない。もう入り口でとめているということで、リデュース、発生の抑制です。家庭でできます。そういう考え方をしております。

それから、リユースについてですけれども、資源物収集の中で生き瓶、ビール瓶、一升瓶などを収集しておりますけれども、それらについては、割らないように大切に収集しております。それから、フリーマーケットの団体に対しては、助成金を交付して、リユースを推奨しております。それから、広報おたるの中で不要品交換情報、このようなものを掲載しておりますので、市民の方に啓発する形でリユースを促しているという状況であります。

森井委員

自分と見識が違うのか、どちらが合っているうんぬんは別ですが、これを説明する時間があったいのであまり話したくなかったのですけれども、リデュースという発生抑制とは、ごみになるもの、いわゆる資源としてあるものを利用して使うことを抑えるという意味ですよね。レジ袋とかトレーとか、一度使えばすぐにごみになるようなものを使って、ごみになるものを使うことによって増やしてしまう。この現状を抑えるのを発生抑制といいます。リユースは今おっしゃられたとおり、再利用すると。つまりは、ごみとなる前にまた別な方法で使ったりとか、何回にもわたって使ったりとか。リサイクルは、ごみとなってしまうものを、もう一度再資源化することをリサイクルといいます。その3点の考え方が私の方が間違っているのかどうかはわかりませんが、自分自身の感覚でとらえさせていただきますけれども、審議会を私、傍聴させていただきました。また、会議録もすべていただきまして、当初、審議会の委員の中で話がどうしても困惑、混乱していたと思われ。なぜ、市はこんなに急ぐのか。又は、減量化がどうであるかが先で、次にその方策を考えるべきではないかなどという言葉が聞かれておりました。なぜ、

最初にそのような混乱が生じたのか、もしよければ説明いただきたいのですが。

(環境) 間淵主幹

審議会の政策でございますけれども、これは私どもの方では、諮問という形で家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化ということで諮問をして、その審議をいただくのが審議会でございます。ですから、私どものこの諮問に対しての審議におきましては、さまざまな角度から、またさまざまな意見がそれぞれの経験上から出ると、そういうことは当然であると思っておりますので、意見が多種多様に出たものとして、私どもは受け止めてございます。

森井委員

ちょっと質問の仕方を変えます。

リデュース、リユース、リサイクル、これはすべて一緒ではありません。それぞれ別々の方策です。先ほども言ったように、私自身は有料化というのは、リサイクルの範囲に入っているのですが、その3Rがよりよく減量化が推進されるために優先順序というものがあるのですが、これをもしご存じでしたら説明願います。

(環境) 廃棄物対策課長

優先順位についてでありますけれども、1番目がリデュース、発生の抑制です。入り口でゴミをとめます。その後、どうしてもゴミとなった場合にリユース、再使用ということで繰り返し使います。その後、繰り返し使っても、また再度ゴミとなる状況になったとき、初めてリサイクルという言葉が使われる。以上の順番です。

森井委員

これは見解が一緒なのです。そのとおりだと思います。そして、先ほども話させてもらったように、有料化施策そのものはリサイクルという範囲になります。今回、審議会に対して諮問するとき、ゴミ減量化とその方策として有料化というような話として諮問をしたと思うのですが、その柱としてその有料化という言葉がついた理由、経緯、根拠を教えてください。

(環境) 間淵主幹

平成15年8月でございますけれども、小樽市としまして、ゴミ減量化推進方針というものを受け止めてございます。この中で、ゴミ減量化のためには、家庭ごみの減量化が必要だ。そのためには徹底した資源物の分別収集が必要であるということで、この小樽市としての減量になる目標を掲げた上で、ここの中では、まずゴミ減量化の必要性を説いてございます。それからその次に、平成12年度におきまして、事業系一般廃棄物を有料化した場合に、減量に大きな効果をもたらしたこと。それから、家庭ごみの有料制を実施している他都市の例を見ても、ゴミの減量に大きな効果が認められると、そういう中で、小樽市といたしましては、家庭ごみの減量化施策と有料化というのは、その減量化の一つの施策であるという考え方に立ちまして、諮問したところでございます。

森井委員

自分の見解の中での話なので、ずれるところもあるかもしれませんが、私は先ほども言ったように、有料化というのはリサイクルの終点にありというふうに考えております。そして、リデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3点のことがせめて併用して行われて、初めて減量化が行われると、これは環境部長もそのとおりおっしゃっておりますから、私自身も思うのですが、廃棄物対策課長が今お話しされたように、優先順序、リデュース、リユース、そしてリサイクルだと、そのとおりだと思うので、できればリデュース、リユース、もう一度、先ほどもお話しされましたが、有料化の柱となるようなものが施策としてありましたら、お話をいただきたいのですけれども。

(環境) 間淵主幹

森井委員の方では、有料化はリサイクルということでございますけれども、実際に有料化の部分といいますのは、例えば有料化をやったとしましたら、まず無駄なものは買わない。ゴミにならない、ゴミとなるものは買わないということからすれば、これは当然発生抑制でリデュースと。

(「それ、発生抑制と言うかい、どこに」と呼ぶ者あり)

リデュースということで、ごみとなるものを買わないという意識が働くことが一つでございます。それから、二つ目には、再使用でございますけれども、今まで投げていてごみとしていたものを、もう少し大事に使うということであり、まただれかに使ってもらおうと、再使用しようということでは、それも有料化の中ではそういう意識がさらに強く働くという面では、このリユースも働きますし、最後にリサイクル、分別を徹底することによって、リサイクルも進むと。そういう中では、有料化というのは、この三つに大きく働きかけがなされるものとして考えてございます。

森井委員

いや、豪快な答弁ですけれども、そこまで今回の有料化として皆さんがそこまで感じられるのならば、確かに3Rかもしれませんが、しかしながら、施策そのものは、どういうふうに聞いてもやはりリサイクルという範囲だと自分は思うわけです。ちょっと今のお話で、私はショックなのですが、審議会を終えた後、何名かの委員とお会いできる機会があって話をしました。先ほど、戸惑いのような言葉、なぜこんなに急ぐだとか、そのような話もありましたが、決して有料化そのものをすべて反対しているわけではないです。自分自身もそうです。減量化につながるわけですから。しかしながら、リデュース、リユース、そちらの方がいま一つ、自分は目を向けられていないのではないかと。答申も出ましたが、具体策は今まで行われていたことにちょっと毛が生えたようで、柱が何も無い。何かそういうふうに関心は感じるのであるけれども、環境部長、いかがですか。

委員長

ちょっと何かずいぶんかみ合わないような形で、時間の無駄遣いしているような気がするのです。もう少しきちんとした説明を受けた方がよろしいのではないかと思います。

環境部長

確かに森井委員がおっしゃいましたように、このごみのリデュース、リユース、リサイクルというものは、減量化、資源化という問題は、いわゆる大きくいえば、国の経済動向なり、あるいは市民の消費動向、国民の消費動向、そういった意味からいえば、本当に幅の広い奥の深い内容のものだというふうに、私は思っております。それを、確かに廃棄物等減量推進審議会の中で、いわゆる市民が取り組むべきそういう施策のすべてがなかなか深みのあるところまで議論できたかどうかということは、それはいろいろな見方はあろうかと思います。しかし、今回集まられた皆様方につきましては、例えば環境団体の方だとかに属している方もいます。また、ごみの減量化に実際に取り組んでる方たちも、やはりその一緒に生活や行動を通して感じたことで、まず市として取り組める内容といったものをいろいろご提言をいただいたということだと思います。そういった意味では、まだ中身には具体性のないものもあるかというふうに思っておりますけれども、今後、私どもがお示ししました、それぞれの取組内容をさらに具体化をしながら、一つ一つ具体的な施策に結びつけていかなければならないのかなというふうに思っております。

今、例えばレジ袋の問題などにつきましても、実は先般もその消費者団体の方からも、やはりレジ袋にもっと取り組もうではないかということで、この議会が終わってから、消費者団体とこの具体的な取組について話し合うと、こういった場も実は今設定をしております。また、あわせて資源回収推進協同組合の方だとか、あるいはまた個別な婦人団体なども含めまして、この内容について、もっともっと私どもとしては意見をいただきながら、今後、施策に反映させていく必要があるのではないかと、このように考えております。

森井委員

では、現実として有料化を実施したという話で質問を切りかえて話したいと思っております。

今まで、第4回定例会と、この間の第1回定例会と、いろいろ質問してきましたけれども、これに取り組むことによって、まちにごみがあふれかえるのではないかと、コンビニやスタンドにもごみが置かれたりとか、海にもご

みを置いていく人が増えるのではないかと考えているのですが、それに対しての対策を教えてください。

(環境)管理課長

基本的な考え方も示してございますけれども、不法投棄等につきましては、監視員といいますか、監視パトロールの強化、充実を図っていきたい。さらに、ごみステーション等の部分につきましては、協力員制度の創設をいたしまして、その中で対応させていただきたいというふうに考えております。その他、この関係につきましては、市民の意識の向上が何よりも大切だと思います。そこで、意識の啓発に向けまして、市の広報とホームページといいますか、それを通して、こちらの方からアクションを起こしていくといいますか、対策といいますか、啓発に向けて努めていきたいというふうに考えております。

森井委員

ごみに対して有料にすると、不法投棄はどうしても増えるわけです。それを監視員でという話もしましたけれども、なかなか検挙率も低いと。さらには、今、環境美化協力員の話をされましたが、お金を払うことになるでしょうから、半永久的に支払っていかねばいけない現状もあるでしょうし、また、現場を押さえるのも難しい。大橋委員も危くしていますが、プライバシーの侵害になるのではないかと。財政部長も今後ちゃんと見ていただきたいと思うのですが、武井委員もおっしゃっていましたが、減量されて入ってくる収入が減れば、理想なのですよね、減量化ですから。それに対して、一度協力員を置いたら、それはそれで半永久的に支払っていかねばいけないわけです。その現状が矛盾していると思うのですけれども、見解をお願いします。

(環境)間淵主幹

ただいまのご質問でありますけれども、そのとおりでありまして、確かに協力員におきましては、現実にこれが続けば、そういうような心配は出てくるかと思えます。ですが、ごみが減量化されること、それから資源化が促進されることで、ごみの出し方のマナーがよくなってきたときは、この協力員制度についても、何らかの検討はする必要があるかと思えますし、一定の効果、成果が出ることをまずは見守っていきたくてございまして、そういう考え方でございまして。

森井委員

何か、どうしても見切り発車になっているような気がして不安なのですが、そういうところはまだまだもうですが時間がありますので、ある程度解決していただけるような流れをつくっていただきたいと思っております。

マリトレジャーに対する安全指導について

若年層に対するマリトレジャー事故防止のための安全指導についてというものが、海上保安庁より文部科学省の方に依頼がありました。その後の経緯、小樽市教育委員会にどのような形でこれが入ってきたか、説明願います。

(教育)生涯スポーツ課長

海上保安庁におきましては、このマリトレジャーに伴う海浜事故者が年々増加傾向にあるということから、海での安全思想を次の世代を担う小中学生などの若年齢層に対し、広く普及し、海浜事故の減少に努めるため、1点目としては若年層へのマリトレジャー事故防止のための安全指導、2点目として、若者の水難救済ボランティア教室の開催、この二つの事業を柱として実施しているというように承知しております。これを受けまして、小樽市におきましては、地元の水難事故防止対策協議会を通して、協力依頼があり、平成14年度に望洋台中学校において水難救済ボランティア教室を開催しております。なお、15年度におきましては実施されておきませんが、今後におきましても、海上保安庁などと連携をとりながら、協力してまいりたいと思っております。

森井委員

その依頼があったのは昨年度なのですが、にもかかわらず、14年度の話があったのですけれども、もう一回説明願えますか。

(教育)生涯スポーツ課長

実際に、望洋台中学校で水難救済ボランティア教室というのを、平成14年11月に開催しております。これは、海上保安庁の方から地元の水難事故防止対策協議会を通して、開催についての協力依頼があったということで、承知しております。

森井委員

いや、それはよくわかったのですが、昨年度、15年度に文部科学省に対して海上保安庁の方から依頼があったわけです。文部科学省からそれぞれの都道府県の教育委員会に対して、その安全指導について、それぞれ通達を行っているわけですね。その流れに伴っての話をしているので、これは、昨年度の話ですから、14年度の出来事の話を知っているわけではないので、そのような通達又はこの資料を取り寄せて読んだりとか、それらの経緯を小樽市教育委員会に入ってきた、その状況を教えていただきたいのですが。

(教育)生涯スポーツ課長

平成15年度につきましては、その辺の通知、文書は、市教委の方には来ておりませんでした。なお、16年度この事業に関して、議員の方からのお問い合わせもございましたので、小樽海上保安部の警備救難課の方に問い合わせましたら、文書についてのことも含めて説明しますという話がありましたので、今年度については話を聞いた次第です。

森井委員

その資料を取り寄せて、14年度はなくてこれから、今年これが入ってきたわけですから、何か小樽市の教育委員会でこの通達を見て、こういうふうにいこうという何かあれば、教えてください。

(教育)生涯スポーツ課長

小樽海上保安部の説明では、今後、小中学生を対象としたマリンレジャーに対する安全指導などについてイベントを企画しているというような説明がありましたので、小中学校校長会を通して、各学校に周知をしていただくというようなことで、小中学校校長会の方を紹介したということでございます。

森井委員

やはり小樽市は海に面していて、実際、事故も起きているわけですがけれども、札幌市民のときももちろんありますけれども、小樽市民もここ数年、何名か海の事故で亡くなっているわけです。

少し話はそれですが、京都府教育委員会で心の教育、その中で心の先生という先生を外部教師として呼んだりして、いわゆる心の、又は命の大切さとか、環境の大切さということ伝えるような、そういう機会を設けたりしているそうです。そこである学校で、私の友人なんですけれども、東京でライフセービングを行っている方が、心の先生ということで派遣依頼を受けまして、京都のある学校で命の大切さとか、又は海における事故の怖さとか、そういうようなことを講演したり、授業したりとかして伝えているそうです。今、佐世保のああいう事件とかもありまして、これからはそういう心の教育とか、特に総合学習やゆとりの教育ということが少しずつ幅が広がってきて、5教科9科目だけで補いきれない、そういう範囲を少しずつ取り入れていくべきではないかなと、私自身は考えております。小樽市でも海のそういう救助活動とか、そういうプログラムとかだけではなくて、水辺の楽校とかもありますし、またほかにも子どもたちに対してのそういう命の教育とかも、そういうふうを導入しているところもたくさんあると思うので、今後そういうものを少しずつ小樽市教育委員会から各小中学校に広めていこうという、そういう意思を伝えていただきたいと思うのですけれども、教育長、よろしかったら、見解をお願いします。

教育長

小樽は海に囲まれておりまして、毎年海で水泳講習会を実施しております。その水泳講習会の開会式の当日、参加している小学校、中学校の児童・生徒が、司会をする先生があいさつの後、皆さん回れ右をして海の方を見てください。そして海の方に一礼して、よろしくお願ひしますと、そう言ひましようと言って、水泳講習会の終わった

ときには、どうもありがとうございましたと、海に向かって深くお辞儀をするということをやっております。本当にわずかな開会式と閉会式の儀式の中の一コマですけれども、海の印象が子どもたちに強く焼きつけられ、自分の命の大切さも理解が進んだと、そう思っております。

森井委員

ぜひ、北海道のライフセービング機関も存在しますし、又は海上保安庁の日本赤十字の方々とか、水辺の楽校の方とか、ご協力をいただいて、それ以外にもいろいろなものがあるでしょうから、そういう方々と協力して、いろいろな体系でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

こども発達支援センターについて

それでは、最後に聞きたいことがありますので、私、職員提案制度についてもお聞きしようと思ったのですが、時間が無いみたいなので、どうしてもひとつこちらの方は聞きたいので、こども発達支援センターについてですが、今回、分室という形で、稲穂小学校の幼児ことばの教室が残ることになったのですが、人員を増やす予定はないと聞いておりますけれども、職場が簡単に言えば二つになるわけです。こども発達支援センターと幼児ことばの教室の稲穂の場所と、その2か所に詰めなければいけない現状によって、その幼児ことばの教室に通われている子どもたちの親に対しては、今までとそんな色ない、変わりのない教育というか、サービスを提供していくというような話もあるのですが、相当な職員負担であったりとか、又は動くことが増えることによって、仕事が非効率的になったりとかするのはないかなと、私自身は危くしているのですが、この点について、どのような形で対応するのか、教えてください。

(福祉)子育て支援課長

こども発達支援センターは、今定例会に設置条例案を提案させていただいております。7月1日開設という目標で、中身を詰めているところであります。それで、支援センター全体の子どもに直接指導に当たる職員の数は、9名を予定しております。そのうち言語の指導員は3名の配置を予定しております。今、委員ご指摘のとおり、この3名というのは、現行稲穂小学校の幼児ことばの教室で指導を担当している数に変わりはありません。ですから、言語の部分から言いますと、増員ということは考えておりません。ご指摘のとおり、業務自体はセンターと、それから今の稲穂小学校の幼児ことばの教室を、センターの分室という形で位置づけておりますので、指導場所といたしましては、センターの場合、あるいは分室の場合、双方という実態というのが出てくるというのは事実でございます。そういう意味からいたしますと、勤務場所が2か所になりますので、担当する職員の負担が増えるという部分では負担が増えるだろうというふうに、私どもも理解をしております。ただ、現状の利用状況と言語相談員が3名配置になっているという中では、これまでの指導の在り方、内容の質を下げようという形にはならないような指導体制はとれるというふうに考えております。

森井委員

最後に確認なのですが、実際その3名の方が変わるわけではないので、質そのものが落ちるとは思わないのですが、その職員の負担自体がやっぱり厳しいものがあると思うのです。どうしてもその対応しきれない現状が起きた場合、人員を増やすとかという可能性はゼロではないのか、多少はそのことも頭の中に考えられているのか、そのことだけ確認をしたいと思っております。

(福祉)子育て支援課長

幼児ことばの教室そのものが開設して、今年でたしか22年を迎えると思います。当初は嘱託職員1名でスタートした施設ですが、その後、利用のニーズが高まる中で、現在、正規職員2名、嘱託職員1名で指導を行っております。ですから、これは今度新しく立ち上げるセンター全体含めまして、今後の利用状況あるいは市民ニーズによっては、それぞれ配置している専門職の種類等も含めて、ニーズに応じた検討をしていかなければならないというふうに考えております。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。